

(案)

あいち食育いきいきプラン 2025

～第4次愛知県食育推進計画～

2021年度～2025年度

2021年3月

愛知県食育推進会議

会長写真

食育の実践力を高めるために

食は命の源であり、私たちの楽しみの一つでもあります。食は単に空腹を満たせば良いというものではありません。健康のために栄養バランスに配慮することや食べ物がどのように生産されどのような過程を経て食卓に届くのかについて理解を深めること、食べることの楽しさや大切さに気づくこと、感謝の心を育むことなどを、食を通じて学ぶこともとても重要なことです。

愛知県では、県民の皆様と一体となって食育を推進するため、教育、保育、医療、保健、福祉、栄養、農林水産業、食品関連産業等の関係者からなる「愛知県食育推進会議」により、第3次愛知県食育推進計画「あいち食育いきいきプラン2020」を作成して、2020年度を目標に食育を県民運動として推進してきました。

その結果、健康な歯を持つ子どもの割合の増加、食育推進ボランティアから食育を学んだ人数の増加など、取組の進展が見られましたが、子どもの朝食欠食割合の増加、家族や友人と楽しく食事をする人の割合の減少など、多くの課題も残されています。

さらに、世帯構造の変化やライフスタイルの多様化、新型コロナウイルス感染症の拡大による「新しい生活様式」への対応など、食育を取り巻く状況は大きく変化しております。

このような中、食育の目的である「健全な食生活を実践できる人を育てる」ためには、これまで継続してきた取組を継承するとともに、多様な主体同士の連携やSDGs達成への貢献等を踏まえ、取組をSHIN化（新化・進化・深化・伸化）させることにより、食育の実践力を高めていくことが必要と考えております。

こうしたことを踏まえ、2025年度を目標とする、第4次愛知県食育推進計画「あいち食育いきいきプラン2025」を作成しました。

県といたしましても、さらなる食育の推進に全力をあげてまいります。県民の皆様や食育を推進する関係の方々におかれましても、積極的に食育に取り組んでいただきますようお願いいたします。

2021年3月

愛知県食育推進会議会長

愛知県知事 **大村秀章**

<もくじ>

第1章 基本的事項	1
1 作成の趣旨	1
2 プランの変遷	1
3 プランの位置付け	2
4 プランの期間	2
第2章 食育をめぐる現状と今後の展開について	3
1 「体」の視点	4
2 「心」の視点	10
3 「環境」の視点	14
4 「支える」視点	17
第3章 あいちの目指す食育	20
1 目指す姿と取組の方向	20
2 取組の展開方法	21
第4章 県民の主体的な取組	27
第5章 県や関係団体等の取組	29
1 食を通じて健康な体をつくる取組	30
2 食を通じて豊かな心を育む取組	36
3 食を通じて環境に優しい暮らしを築く取組	41
4 食育を支える取組	45
第6章 食育の取組における数値目標	49
1 食を通じて健康な体をつくるための目標	49
2 食を通じて豊かな心を育むための目標	51
3 食を通じて環境に優しい暮らしを築くための目標	52
4 食育を支えるための目標	53
参考	
1 用語の解説	54
2 食育基本法・食育推進基本計画のポイント	60
3 愛知県食育推進会議条例	63
4 愛知県食育推進会議委員名簿	64
5 第4次愛知県食育推進計画検討会設置要綱	65
6 食育推進に関するお問い合わせ先	66

※ 文中で「注）」の付いた語句は、冊子末尾の「用語の解説」で説明しています。

第1章 基本的事項

1 作成の趣旨

- 『食育』とは、食育基本法（2005年7月15日施行）において、「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」とされています。
- 食は命の源であり、私たちの楽しみの一つでもあります。今日では、私たちの周りには多くの食べ物であふれ、豊かな食生活を送ることができるようになりました。
- しかし、その一方では栄養の偏りや不規則な食習慣を要因とする生活習慣病の増大や、やせることへの願望からの摂食障害が社会問題になったり、農林水産物の生産や郷土料理などの食文化に接する機会が少なくなり、食を支える人々の活動や食文化への理解を深めることが難しくなっています。加えて、食べ残しや賞味期限切れなどで廃棄される食べ物はわずかに減少傾向にあるものの、依然として一定の割合で発生が見られるなど、食にかかる様々な問題が懸念されています。
- 食は単に空腹を満たせばよいというものではありません。健康のために栄養バランスに配慮したり、食べ物がどのように生産され、どのような過程を経て食卓に届くのかについて理解を深めたり、食べることの楽しさや大切さに気づいたり、感謝の心を育んだりすることはとても重要なことです。
- こうしたことから、愛知県では、食育を総合的かつ計画的に推進するため、愛知県食育推進会議を設置し、食育基本法第17条第1項で規定する都道府県計画として、「あいち食育いきいきプラン」（愛知県食育推進計画）を作成し、食育を県民運動として推進しています。
- この計画では、「食を通じて健康な体をつくる取組」、「食を通じて豊かな心を育む取組」、「食を通じて環境に優しい暮らしを築く取組」、「食育を支える取組」の4つの取組により、健康で活力ある社会の実現を目指しています。

愛知県食育推進会議

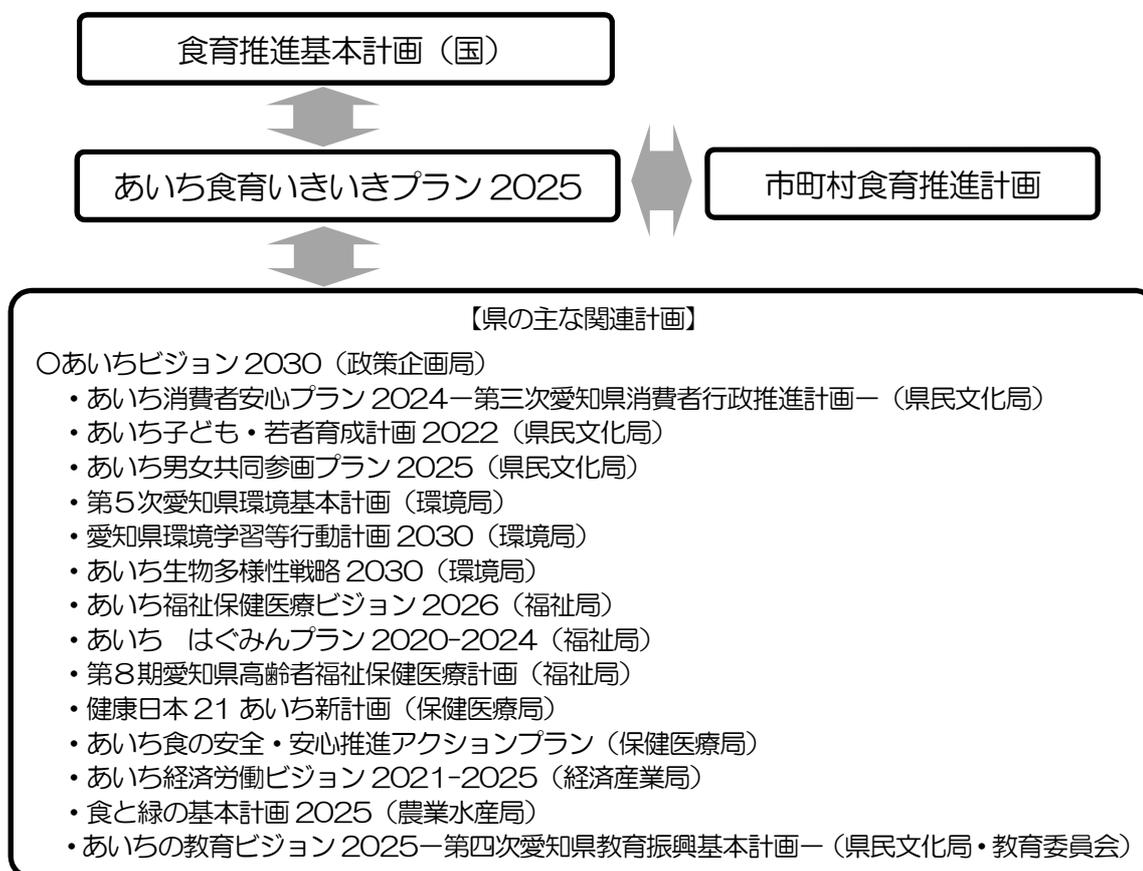
愛知県食育推進計画の作成及びその実施の推進を目的として、愛知県食育推進会議条例（平成18年3月28日愛知県条例第4号）に基づき設置されているもので、愛知県知事を会長として学識経験者、教育関係者、保育・社会福祉関係者、医療・保健関係者、農林水産業関係者、食品関連事業・企業関係者、消費者団体関係者、公募県民等により構成されています。

2 プランの変遷

- 「あいち食育いきいきプラン」（第1次計画）[2007～2010年度]
- 「あいち食育いきいきプラン2015」（第2次計画）[2011～2015年度]
- 「あいち食育いきいきプラン2020」（第3次計画）[2016～2020年度]

3 プランの位置付け

- 「あいち食育いきいきプラン2025」は、県民一人一人が食の大切さを理解し、主体的に取り組むための指針とします。
- 「あいち食育いきいきプラン2025」は、あらゆる場所や機会において、食や教育、保健医療に関する各関係者が連携・協力して愛知県における食育に関する取組を総合的かつ計画的に推進するための基本とします。
- 国の食育推進基本計画に基づく施策の推進を図るとともに、地域に密着した食育活動が推進されるよう、市町村食育推進計画と密接に連携して取組を進めます。
- また、愛知県では、健康福祉、農林水産、教育、環境など、それぞれの分野で計画を作成して食に関する施策を推進しており、これらの計画と連動して食育に取り組みます。



4 プランの期間

- 「あいち食育いきいきプラン2025」の期間は、2021年度から2025年度までの5年間です。
- なお、情勢の変化があった場合は、プランの期間内であっても必要に応じて見直しを行います。

第2章 食育をめぐる現状と今後の展開について

愛知県では、2010年から2019年の10年の間に人口は緩やかに増加しましたが、今後は、人口が減少する一方、65歳以上の高齢者数は増え、高齢化社会が進むと予想されます。また、女性の社会進出が進み、共働き世帯と専業主婦世帯の世帯数の推移では、専業主婦世帯は減少し、共働き世帯が増えています。

さらに、一般世帯における世帯構成の推移では、単独世帯が30%を超える一方、3世代世帯は10%を下回っています。

このような社会の構造の変化に加えて、2020年には新型コロナウイルス感染症が拡大し、テレワークの普及や「新しい生活様式」が求められるなど、社会を大きく変える出来事もありました。

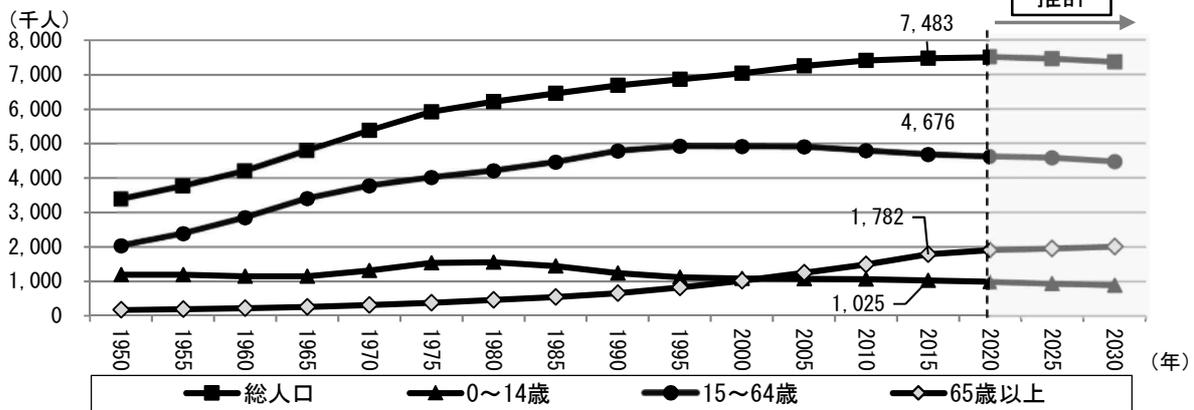
また、国は「SDGs^注アクションプラン2019」において、国連サミットで採択されたSDGsに係る「あらゆる人々が活躍する社会」の実現に向けた「次世代の教育振興」施策として、2018年12月に「食育の推進」を位置づけました。

第4次食育推進計画では、これらの社会の変化を認識し、SDGsの達成に貢献する食育の取組も推進していく必要があります。

ここでは、愛知県の食育をめぐる現状と課題を、その背景となる社会情勢を踏まえて、「体」「心」「環境」「支える」の4つの視点で整理し、2015年度に作成した「あいち食育いきいきプラン2020」（以下、「前計画」という。）の目標について評価しました。

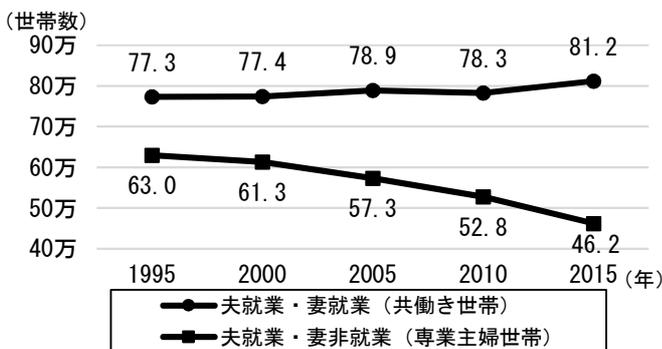
また、これらの結果を踏まえ、食育の実践による健康で活力のある社会の実現を目指した各取組について、今後の展開を記載しました。

■愛知県の人口の推移と将来人口推計



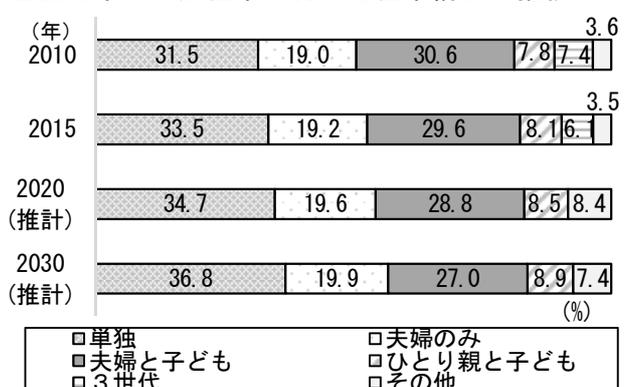
(2019年度 県「第2期愛知県人口ビジョン まち・ひと・しごと創生総合戦略」参考)

■愛知県の共働き世帯と専業主婦世帯の世帯数の推移



(国勢調査参考)

■愛知県の一般世帯における世帯構成の推移



(国勢調査等参考)

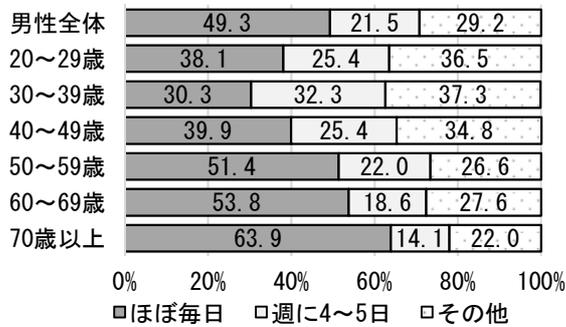
この章の図表の数値(率)は、原則として四捨五入しており、合計が100%にならない場合があります。

1 「体」の視点

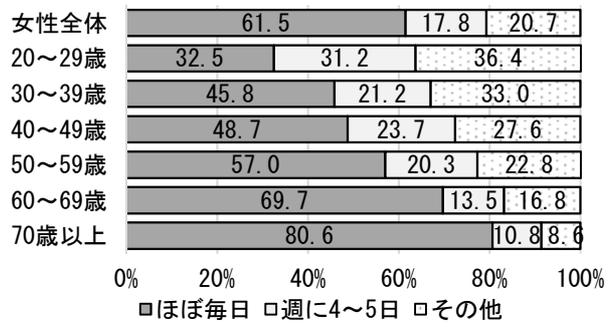
(1) 社会情勢の変化や背景

- 食生活の多様化により、米を中心とし、多様な副菜から成る栄養バランスに優れた日本型食生活^注が崩れてきています。主食・主菜・副菜を1日2回以上そろえて食べる頻度は、男性では30歳代、女性では20歳代で最も低く、特に若い世代の食生活はバランスが崩れやすい傾向となっています。
- 子どもの食を取り巻く社会環境が変化し、栄養の偏りや朝食欠食といった食生活の乱れに起因する、肥満や小児生活習慣病の増加が指摘されています。
- 各年代で、調理食品等を購入し、家庭で食べる中食が増加するなど、食の多様化が進んでいます。また、主食的調理食品への支出も増加しており、調理食品が主となる食事が多く取られるようになってきていると考えられます。
- 近年、インターネットの普及により、誰でも自由に情報を発信できたり、膨大な情報の入手が可能となりましたが、なかには、誤った食に関する情報や科学的根拠に乏しい情報も見受けられています。
- 学校給食における食物アレルギーに関しては、文部科学省の対応指針や県の手引に基づき、学校等で基本方針を作成しており、危機管理体制が構築されています。
- 2015年4月に施行された食品表示法により、全ての加工食品等に原料原産地や栄養成分の表示が義務付けられる（輸入品を除く加工食品の原料原産地表示の猶予期間は2022年3月31日まで）など、消費者にとって、より身近に活用できる食品表示制度となりました。

■主食・主菜・副菜をそろえて食べる頻度（男性）

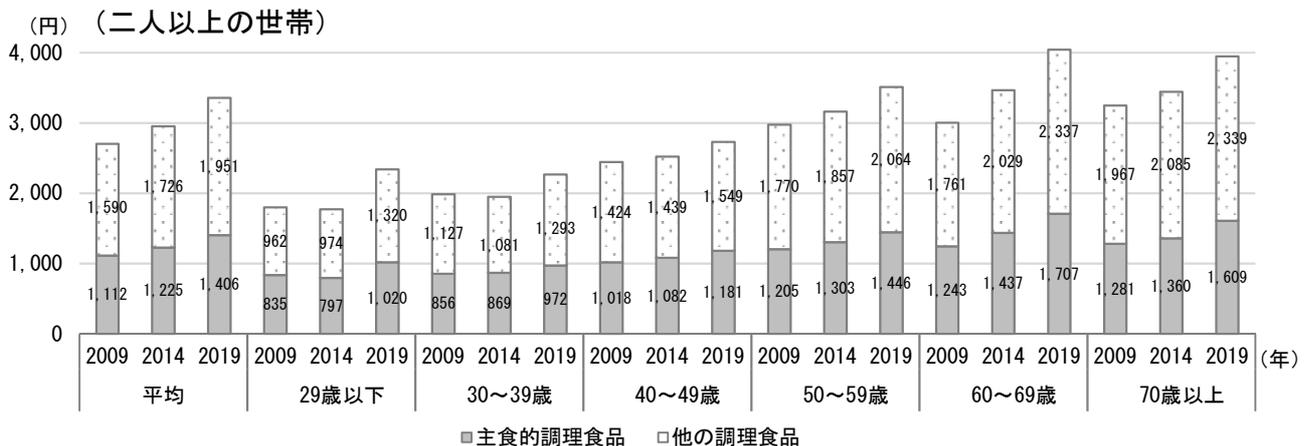


■主食・主菜・副菜をそろえて食べる頻度（女性）



(2019年度 農林水産省「食育に関する意識調査」参考)

■1人1か月当たりの世帯主の年齢別調理食品への支出



(2019年度 農林水産省「食糧・農業・農村白書」参考)

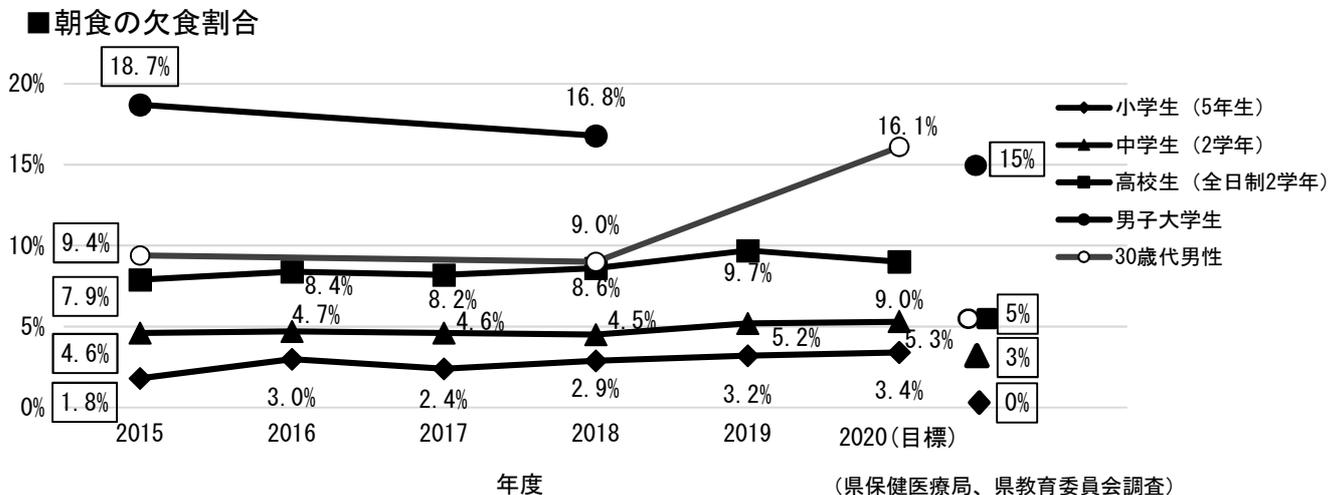
(2) 前計画の目標に対する評価

ア 食生活や栄養バランスの乱れ

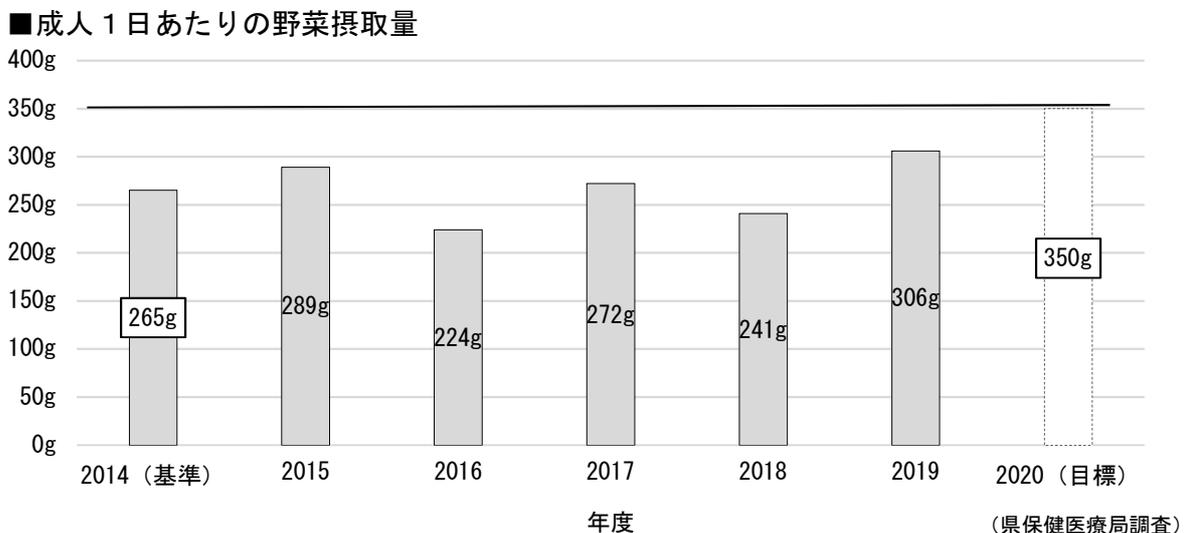
- バランスのとれた規則正しい食生活を実践するため、「早寝早起き朝ごはん」運動^注を展開して啓発をしていますが、基準年から5年間で、小学生、中学生、高校生の朝食の欠食割合は増加しており、今後も朝食の重要性について啓発していく必要があります。(教育委員会)

大学生等を中心とした若い世代に対する啓発や食に関する講演会、職場の給食施設への巡回による啓発等を行っていますが、男子大学生については改善傾向にはあるものの、欠食割合は依然として高い状況にあります。

また、30歳代の男性については、増加しており、更なる啓発が必要です。(保健医療局)

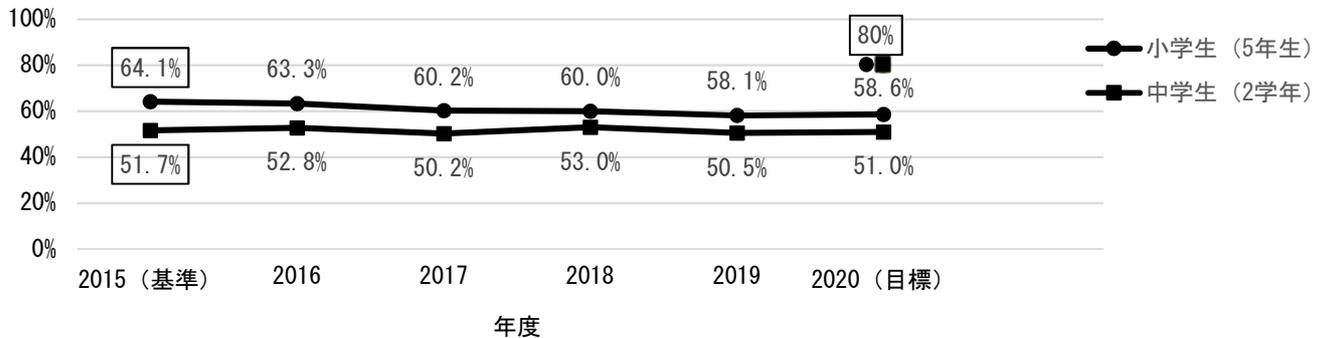


- 野菜は各種ビタミンやミネラルを含み、健康づくりに大切な食品であることから、野菜摂取量の向上について啓発を行ってきた結果、愛知県の野菜摂取量は、目標値より下回っているものの、改善傾向が見られます。(保健医療局)



- 成長期である小中学生がバランスのよい食生活を送るために、朝食に野菜を食べるよう、児童生徒や保護者に対して啓発を行っていますが、時間がない、朝食が用意されていない等の理由で、朝食での野菜摂取は進んでいないため、今後も継続して啓発が必要です。（教育委員会）

■朝食に野菜を食べている小中学生の割合



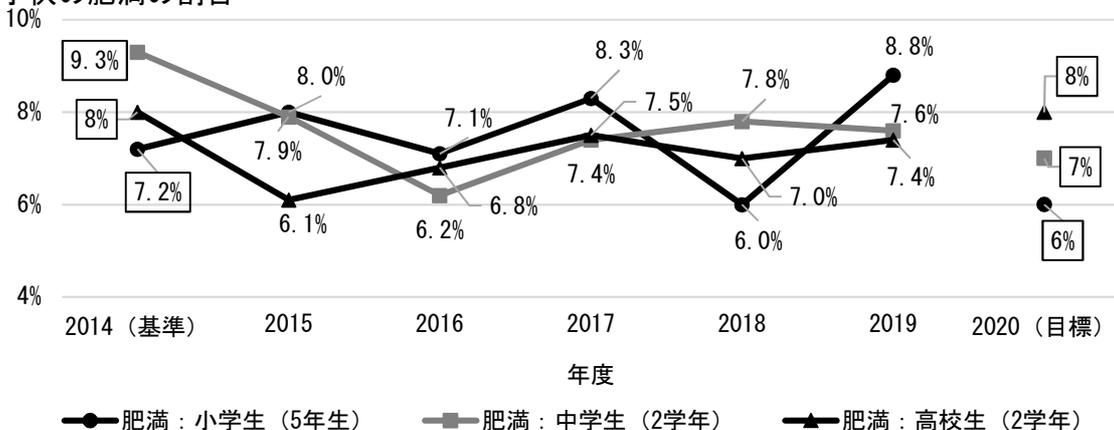
（県教育委員会調査）

イ 肥満や過度な痩身の割合

- 学校での健康診断等の結果を踏まえて、養護教諭が担任や栄養教諭^注と連携し、肥満の予防、改善等の指導を行っています。

子どもの肥満の割合については、年度により変動が大きく、改善傾向であるかはっきりしないため、今後も継続して指導を行う必要があります。（教育委員会）

■子供の肥満の割合



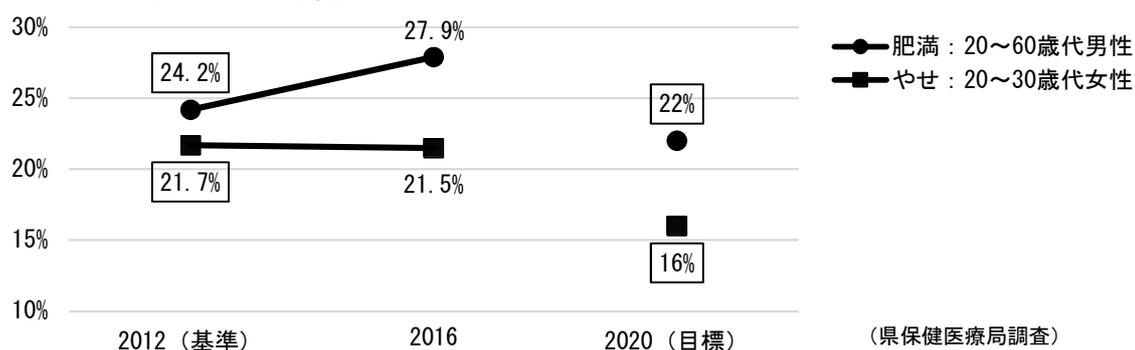
（県教育委員会調査）

- 生活習慣病の予防のため、若年期からの肥満予防の啓発を行っていますが、20～60歳男性の肥満の割合については、2016年度は約4人に1人が肥満であり、生活習慣病の発症が懸念されています。

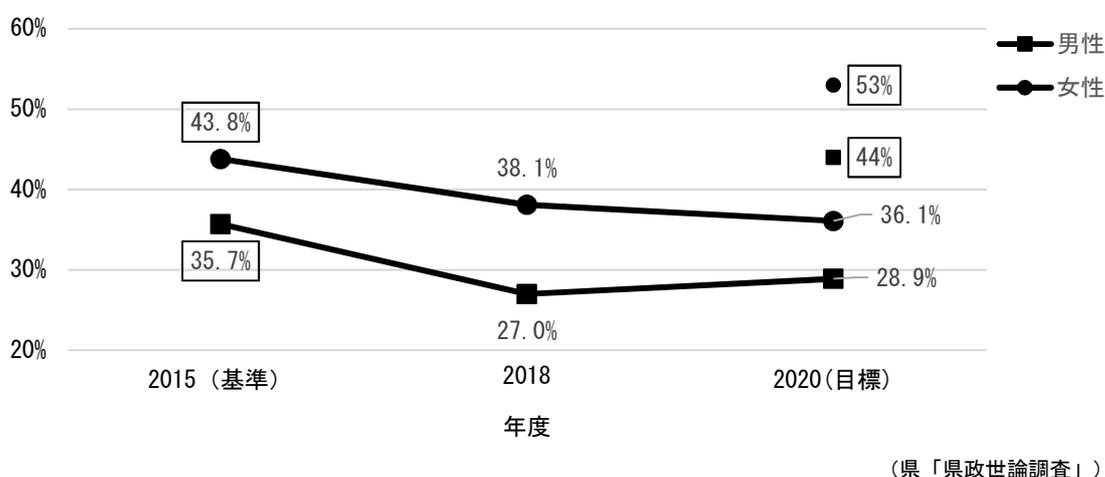
また、女性の過度な痩身は、低出生体重児を出産する割合が高くなったり、将来、骨粗しょう症になりやすくなるなどの危険があるため、過度な痩身のリスクについての正しい知識の普及啓発を行っていますが、20～30歳女性のやせの割合については、2016年度は、約5人に1人がやせているという結果です。

自分の適正体重を認識し、体重のコントロールを実践している人の割合は、男女ともに減少しており、今後も啓発が必要です。（保健医療局）

■大人の肥満・やせの割合



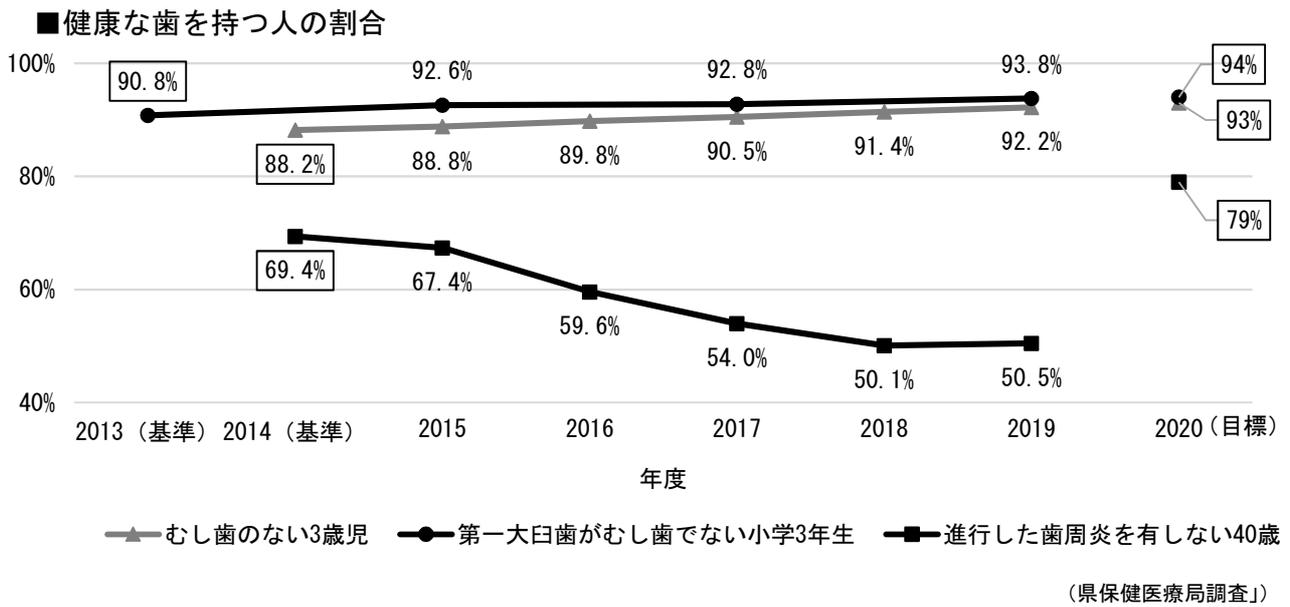
■適正体重を認識し、体重コントロールを実践している人の割合



ウ 健康な歯を持つ人の割合

- 食を通じて健康寿命を延伸するためには、乳幼児期から高齢期に至るまで、歯や口が健康であることが重要であることから、関係者が園児・児童生徒や保護者に対し、歯の大切さについて等の啓発を行ってきました。

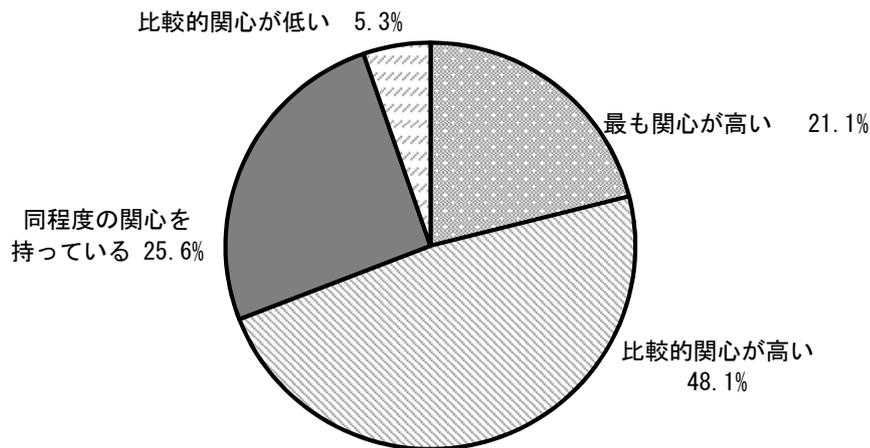
その結果、むし歯のない3歳児及び第一大臼歯がむし歯でない小学3年生の割合については、基準年と比べて改善しており、幼児及び学童のむし歯は県内全体では減少を示しています。また、生涯、自分の歯でおいしく食事ができるよう「8020運動^{注1)}」の啓発も行っていますが、進行した歯周炎を有しない40歳の割合については、目標値を下回っており、今後も啓発が必要です。(保健医療局)



エ 食の安全に対する不安

- 食品表示の適正化の推進や食の安全・安心に関する知識と理解が深められるよう、情報の提供を行っています。食の安全に対する取組への関心について尋ねたところ、交通安全や防災、環境の安全等に関する分野と比較して、「最も関心が高い」と「比較的関心が高い」を合わせると約7割となり、食の安全に対する関心の高さがうかがえました。（保健医療局、農業水産局）

■食の安全に対する取組への関心度
 (交通安全・防災・環境の安全等の取組と比較した際の関心度)



(2020年度 県「消費生活モニター」アンケート調査)

(3) 今後の展開

◆ 健康に配慮したバランスの良い食事を選択できる食環境づくり

将来、健康に配慮した食生活を実践できるようにするため、子どもの頃から栄養バランスの取れた規則正しい食習慣を身につける必要があります。そのため、自立した生活を始めるまでに、食の知識や調理技術を身につける取組を行います。

また、子どもの食習慣は親の影響を深く受けることから、親世代に向けた啓発にも取り組めます。

若い世代においては、食生活の乱れが課題であることから、大学や職場等への啓発を進め、ライフスタイルに則した食生活の改善に向けた取組を進めます。

高齢者においては、例えば、自ら調理をしたり、調理食品を活用したりするなど、自分の食事は自分で整えることができるように啓発を行います。

◆ 野菜摂取量を増やす取組の推進

野菜には、健康を維持し、体調を整えるために必要なビタミンやミネラル、食物繊維やポリフェノール(苦みや色素などの成分)などの機能性成分が豊富に含まれます。毎日しっかりとることが、健康づくりに大切であるため、野菜摂取量を増やす取組を進めていくことが必要です。

一日の野菜摂取量だけを意識するのではなく、毎日の食生活の中でバランス良く野菜を食べる機会を持つよう啓発等を行います。

◆ 適正体重の維持を心がけた食生活の推進

適正体重の維持に心がけた食生活を実践することは、生活習慣病の予防や改善につながります。適正体重について、正しい知識や情報を得てそれらを実践できるよう、子どもの頃から啓発を行います。

◆ 健康な歯と口を維持するための習慣の定着

生涯おいしく豊かな食生活を送るためには、何でも噛める歯と口を維持することが重要です。歯みがきや定期的に歯科検診を受けるなどの適切な習慣を身に付け、むし歯や歯周病を予防するとともに、乳児期からの口腔機能の健全な育成をはじめ、高齢期の咀嚼、嚥下機能の低下を防止できるよう、ライフステージに応じて啓発・実践する取組を進めます。

◆ 食の安全・安心に関する信頼の構築

研修会の実施等により、引き続き、食品表示を始めとした食の安全・安心に関する正しい知識の普及を図ります。

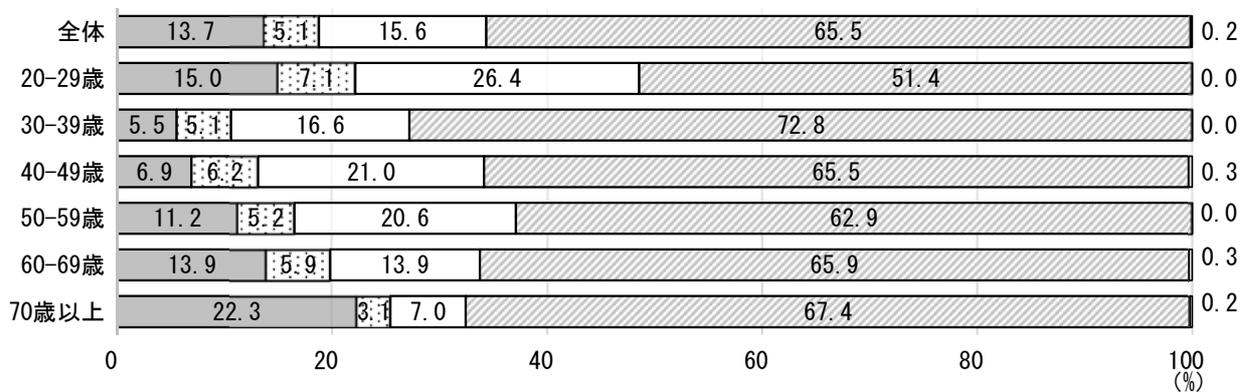
また、学校給食での食物アレルギーについては、基本方針に基づき、今後も安全性を最優先した対応を進めます。

2 「心」の視点

(1) 社会情勢の変化や背景

- 女性の社会進出が進み、共働き世帯が増加したことや、核家族世帯や単独世帯が増加し、家族形態や生活スタイルが変化しています。その結果、家族団らんの機会が減少し、家族がばらばらに食べる「孤食」が問題になっています。さらに、単独世帯の高齢者の「孤食」は、栄養バランスの偏りにもつながるため、地域での共食の場が求められています。

■ 1日の全ての食事を1人で食べる頻度



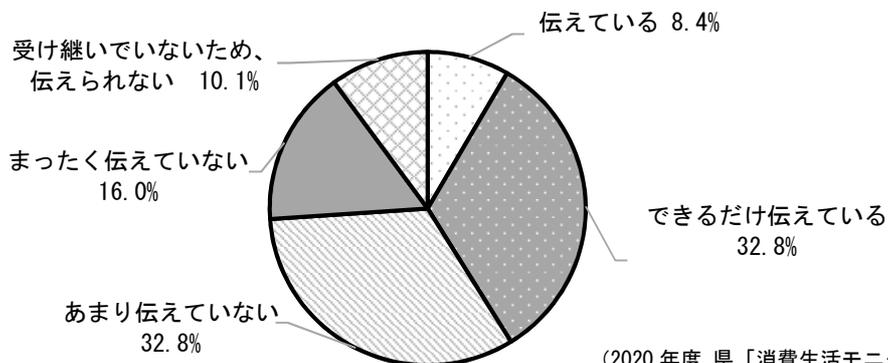
□ほとんど毎日 □週に4~5日ある □週に1~3日ある □ほとんどない □わからない

(2019年度 農林水産省「食育に関する意識調査」参考)

- 日本には豊かな四季と地域に合った多様な食文化が古くから育まれており、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）は、2013年12月に「和食」を日本人の伝統的な食文化としてユネスコ無形文化遺産に登録しました。

しかしながら、近年、核家族化の進展や地域社会の活力の低下などにより、各地域に古くから伝わる料理や食文化等の継承が難しくなっています。食文化は、その地域の自然環境との関わりの中で、長い間に培われてきたかけがえのない財産です。栄養バランスに優れ健康的な食事スタイルである日本の食文化を見つめ直すとともに、この食文化への理解を促進し、次世代に向け保護・継承されることが期待されています。

■ 郷土料理等の食文化の家庭・地域への継承について



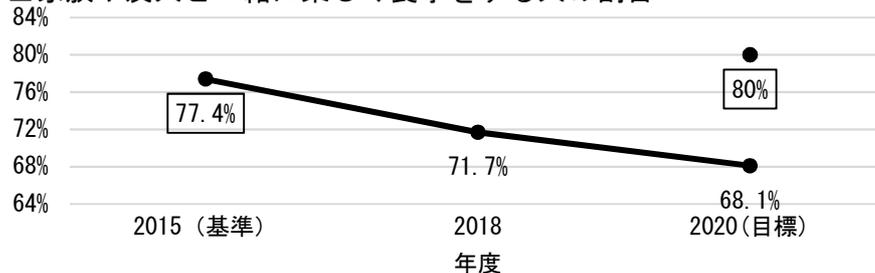
(2020年度 県「消費生活モニター」アンケート調査)

(2) 前計画の目標に対する評価

ア 食を楽しむゆとりの確保

- 家族や友人と食事をする事は、食事マナーや食に関する正しい知識を身につける機会となるほか、楽しい時間は、心の安定につながります。毎月19日を「おうちでごはんの日」とし、街頭活動などで啓発等を行ってきましたが、家族や友人と一緒に楽しく食事をする人の割合については減少の傾向にあり、企業・団体等と連携するなどにより、さらなる啓発が必要です。(農業水産局)

■家族や友人と一緒に楽しく食事をする人の割合



(県「県政世論調査」)

イ 体験や交流を通じた食の理解促進

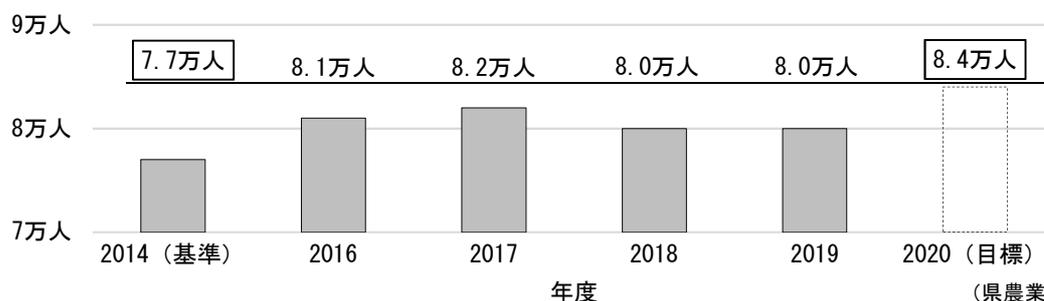
- 農林漁業に関する体験活動は、農林水産物の生産現場への関心や理解を深め、毎日の食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることや食に関わる人々の様々な活動に支えられていることを理解するために重要であり、県や多くの団体が、体験や見学等の取組を進めてきました。
- 農林漁業体験学習については、体験活動の授業時間数の減少等の状況の中、各学校の工夫やPTA、地域などの協力により多くの小学校で実施されています。(農業水産局、教育委員会)
- 農林漁業体験学習以外にも、市町村・農協等による農業塾^注や農林漁業体験イベントが実施されており、農林漁業体験には毎年8万人程度が参加するなど、継続的に行われています。(農業水産局)

■農林漁業体験学習に取り組む小学校の割合



(県教育委員会調査参考)

■農林漁業を体験する主な活動参加者数



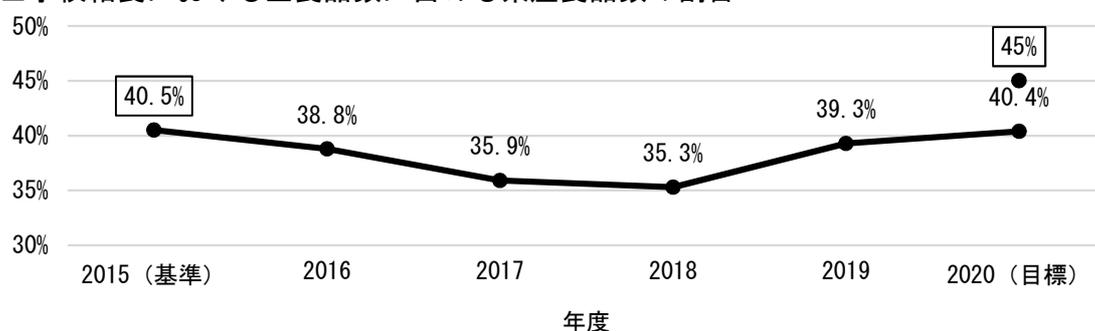
(県農業水産局調査)

ウ 食文化や食事作法等の理解と継承

- 学校給食における県産農林水産物の活用は、地域でとれる食材やその生産などに関心を深め、地域の食べ物を大切にする心を育てるほか、郷土料理を献立に取り入れることで、地域に伝わる食文化に触れる機会となります。また、給食の時間に、食器や箸の持ち方、食事の姿勢などを繰り返し指導することで、基本的な食事作法等を学び、身に付けることができます。

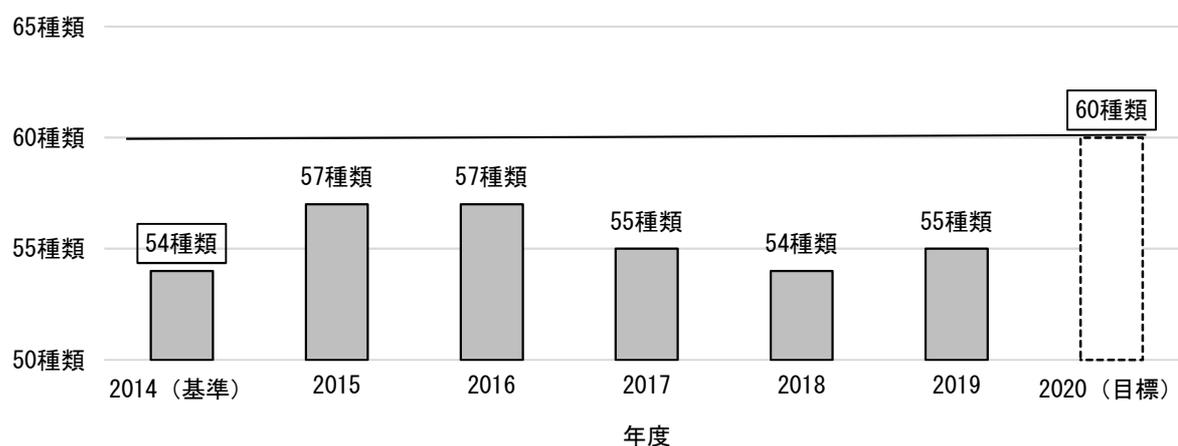
全食品数に占める県産食品数の割合、年間に使用した県産食品の種類は、使用量が確保できない、価格が高い、価格が安定しない等の理由もあり、目標の達成は難しい状況ではありますが、今後も継続した県産農林水産物の活用の推進が必要です。
(農業水産局、教育委員会)

■ 学校給食における全食品数に占める県産食品数の割合



(県教育委員会調査)

■ 学校給食における年間に使用した県産食品の種類



(県教育委員会調査)

(3) 今後の展開

◆ 食を楽しむゆとりの確保

家族や友人と一緒に食を楽しむ時間を持つことは、食事作法や食に関する感謝の心の体得、食文化の継承等に役立ち、幼少期には豊かな心を育むことにつながります。

しかしながら、共働き世帯の増加や、個々のライフスタイルの多様化によって、食を楽しむゆとりを確保することが難しくなっています。

今後も、ワーク・ライフ・バランス^注を推進するとともに、ゆっくり味わい食を楽しむ時間を持つこと、会話を楽しむこと等の大切さを啓発します。

◆ 「共食」の大切さの啓発

近年、一人で食事をする「孤食」の他、複数で食卓を囲んでいても食べる物が違う「個食」、必要以上に食事量を制限する「小食」、同じ物ばかり食べる「固食」、濃い味付けの物ばかり好む「濃食」、パンや麺類など粉から作られた物ばかり食べる「粉食」などが問題となっています。

家庭等の他、子ども食堂^注、高齢者対象サロンなどで、誰かと食事をすることは、心が豊かになるだけでなく、栄養バランスや健康に配慮した食事を摂取する機会となることが期待できます。

このような現状から、地域での共食の場づくりを促進するとともに、「おうちでごはんの日」等を活用し、家族や友人と食事をする「共食」の大切さを啓発していきます。

◆ 郷土料理等の地域の食文化の継承

日本の伝統的な食文化である和食は、栄養バランスに優れ健康的な食事スタイルですが、食の多様化や継承する機会の減少等により、失われつつあります。

郷土料理等の地域の食文化を次世代に継承するため、地域の食文化について学ぶ機会の充実を図るとともに、その継承について啓発します。

また、食材の変化や時代に合った味付け等、新しい郷土料理の創出についても理解を進めます。

◆ 農林漁業体験を通して食に対する感謝の心を育む

農林漁業体験を通して、いのちの大切さや自然の恩恵、食にかかわる人々の活動などへの理解を深めるとともに、食に対する感謝の心を育むことにつながるため、農林漁業体験の機会の確保と、その指導者の育成を図ります。

◆ 新しい生活様式に対応した食育の推進

感染症の拡大防止のため、家で食事をする機会が増えたことにより、調理の負担増加や食の偏りなどが問題となっています。

調理食品や中食をうまく活用するなどにより栄養バランスに配慮したり、家庭で子どもと一緒に調理をすることで、食について考える機会とするなど、発想の転換で、新しい生活様式に対応した食育を推進します。

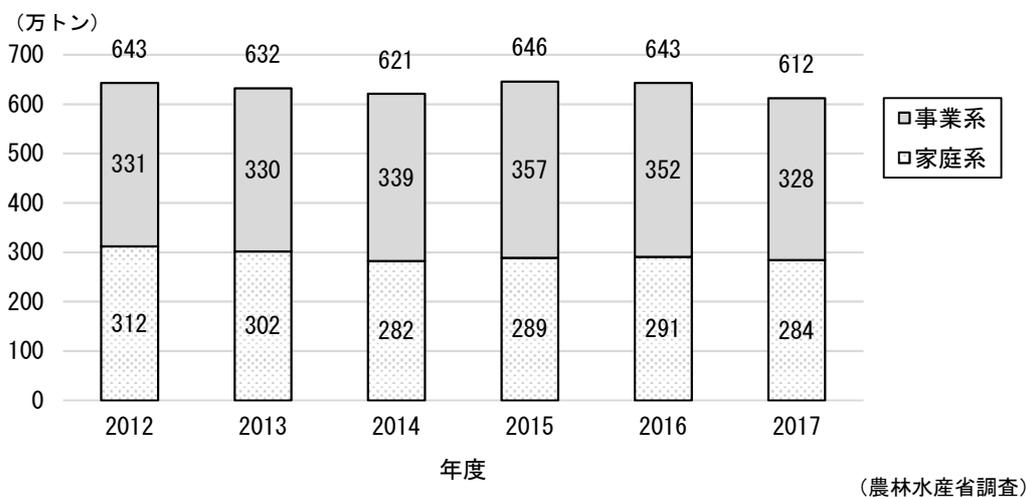
3 「環境」の視点

(1) 社会情勢の変化や背景

- 我が国の食料自給率は、カロリーベースで38%（2019年度）であり、海外から多くの食料を輸入している一方、食べ残しや消費期限・賞味期限切れなどに伴う食品の廃棄（食品ロス^注）が、年間約612万トン（2017年度）発生していると推計されています。

食品ロス量は、わずかに減少傾向にあるものの、依然として一定の割合で発生しています。

■食品ロス量の推移



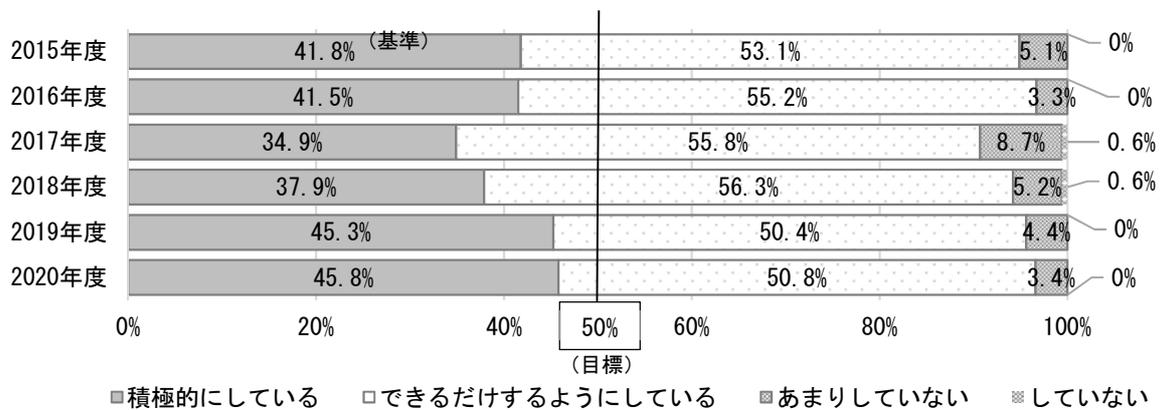
- SDGs^注に係る「省・再エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会」の実現に関する政策に「食品廃棄物・食品ロスの削減や活用」が位置づけられ、食品リサイクルの推進など様々な取組が実施されています。例えば、食品残さ等を活用したバイオマス発電や耕畜連携^注などが行われています。
- また、2019年10月に食品ロス削減を国民運動として進めるため、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、食品ロスに対する関心が高まっています。食品ロス削減にフードチェーン全体で取り組むため、農林水産省は、食品ロス削減国民運動のロゴマーク（ろすのん）を作成し、官民の連携による食品ロス削減に向けた国民運動を展開しています。
- 近年では、フードドライブ^注やフードバンク活動^注による未利用食品の活用の動きが高まるなど、食品を無駄にしない活動も増えています。さらに、人や社会、環境に配慮した消費活動を行う「エシカル消費^注（倫理的消費）」が注目され始めています。

(2) 前計画の目標に対する評価

ア むだや廃棄の少ない食事づくり

○ 2017年度に啓発冊子を作成して、研修での講義やイベントなどで配布し、「むだな買い物をしない」、「食材をむだなく使い切る」などの家庭でできる食品ロス^注削減術の啓発等を行っており、むだや廃棄の少ない食事づくりを積極的に行っている人の割合は、約46%と改善が見られています。目標には達していませんが、5割以上の県民が「できるだけするようにしている」と回答しており、関心の高さがうかがえます。(農業水産局)

■ むだや廃棄の少ない食事づくりを積極的に行っている人の割合

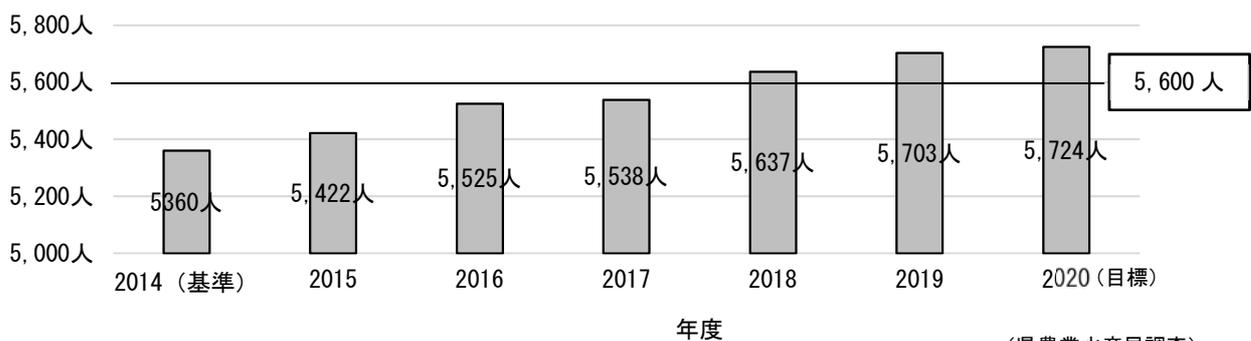


(県「消費生活モニター^注」アンケート調査)

イ 農林水産業や食品関連産業における環境への配慮

○ 環境保全に加え、農産物の安全や品質向上等にも有効な GAP 手法（農業生産工程管理手法）に取り組む産地への支援や、化学肥料や化学合成農薬をできるだけ減らし、環境に優しい農業に取り組む「エコファーマー」の認定者を増やすなど、環境への負荷を軽減する取組を進めました。その結果、エコファーマーの新規累計認定者数が、目標とする5,600人以上を超えるなど、環境に配慮した農業に取り組む生産者が増えています。(農業水産局)

■ 新規累計認定者数（人）



(県農業水産局調査)

(3) 今後の展開

◆ 食を通じた環境への配慮

毎日の食生活における環境への影響に関する理解を深め、環境に配慮した食生活の実践に取り組む人づくりを進めるため、子どもに対する環境学習を推進するとともに、環境に配慮した食料品等の購入、エシカル消費^{注)}の実践等を啓発します。

また、食品ロス^{注)}削減への関心が高まる中、むだや廃棄の少ない食事づくりなど、日々の生活の中で、環境に配慮することの必要性について啓発します。

◆ 地産地消^{注)}の推進と農林水産業の役割の理解促進

地域で生産された農林水産物を地域で消費することは、輸送において使用される石油資源やエネルギーの軽減につながります。

また、農林水産業は、生物多様性^{注)}の保全や、水源のかん養^{注)}など環境を保全する機能を有しています。そのため、生産者と消費者の相互理解を促す地産地消の取組や農林水産業の役割への理解を促進する取組を進め、県産農林水産物等を優先して購入したいと考える県民の増加につなげていきます。

さらに、給食での県産食品の活用等を通して、子どもへの地産地消の理解を促進します。

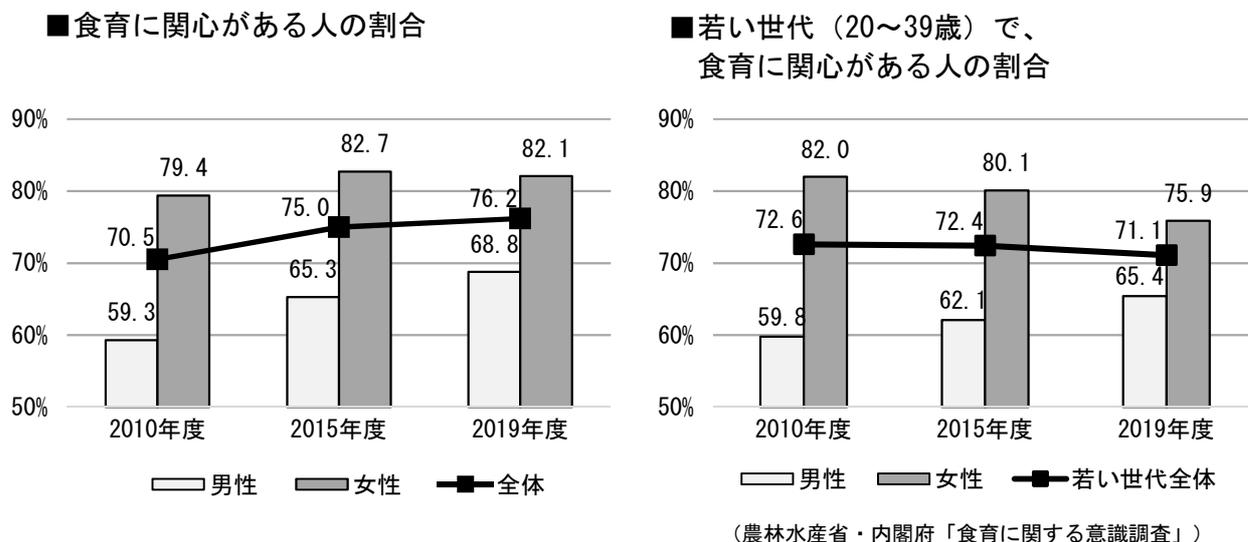
◆ 農林水産業や食品関連産業における環境への配慮の徹底

農林水産業や食品関連産業においては、今後も環境への配慮を徹底することにより、食べ物の生産・提供から生じる環境への負荷を軽減します。

4 「支える」視点

(1) 社会情勢の変化や背景

- 食育に関心がある人の割合は、全体としては増加傾向にありますが、若い世代(20～39歳)では伸び悩んでいます。特に、若い世代の女性は減少傾向にあります。



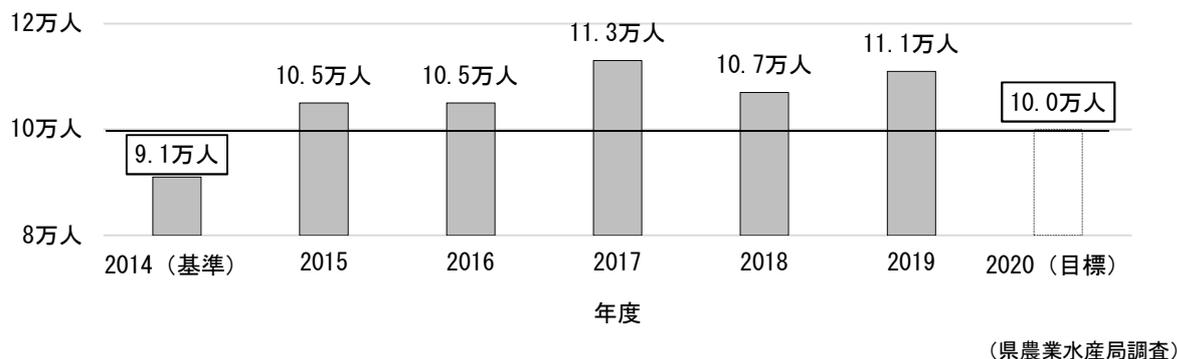
- 核家族化が進んだことにより、祖父母から孫への食文化の継承機会が少なくなっています。また、共働き世帯が増えたことにより、家族がそろって食事を取る時間や家庭で子どもが調理を手伝う機会の減少等により、これまで家庭で行われてきた食育の機会が減っています。そのため、地域や学校等での食育の推進の重要性が高まっています。

(2) 前計画の目標に対する評価

ア 食育推進ボランティア^{注)}などの活動

- 県民一人一人が食育に関心を持つだけでなく、自ら実践するためには、地域で食育活動に取り組む方々から知識や技術を学ぶことが効果的です。
- 県では、地域で食を学ぶ機会が拡大するよう、こうした食育に携わる方々に対し「愛知県食育推進ボランティア」として登録いただき、その活動を支援しています。また、食育推進ボランティアの交流や研修の場を提供しています。食育推進ボランティアから食育を学んだ人数については、目標である年間10万人を超えています。(農業水産局)

■食育推進ボランティア^注)から食育を学んだ人数



イ いいともあいち運動^注)の推進

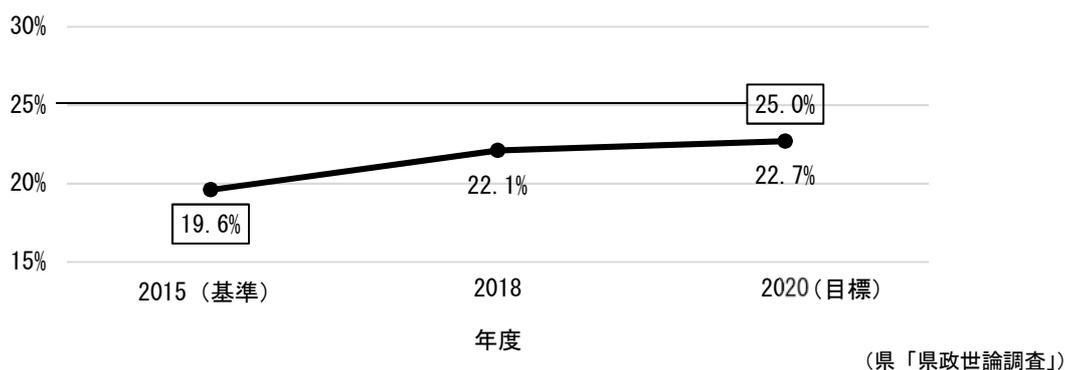
○ 「いいともあいち運動」は、県内の消費者と生産者が相互理解や交流を深めたり、地産地消^注)を進めることで、県民みんなで県の農林水産業を支えていく取組です。

この運動では、生産者団体から流通関係者、消費者団体等に至る幅広いネットワークを構築しています。また、県産農林水産物の販売や利用に力を入れる「推進店」や、運動の趣旨に賛同し応援の輪を広げる「サポーター」も加わり、さまざまな立場から運動の趣旨に沿った取組が行われています。

これまで、運動のシンボルマーク(あいまる)の活用促進やキャンペーンの開催、コンビニエンスストアやスーパーマーケット等との連携による新商品開発・販売、農林水産フェアの開催などを通じたPR活動を行ってきた結果、「いいともあいち運動」を知っている人の割合は、目標には達していませんが、徐々に高まっています。

(農業水産局)

■「いいともあいち運動」を知っている人の割合



(3) 今後の展開

◆ 食育を担う多様な人材の育成と活動の充実

食育は、ライフステージや生活場面に合わせて切れ目なく行うことが必要です。そのため、食育推進ボランティア^注や食生活改善推進員^注を始めとした地域で食育推進活動を行う人材の育成を図ります。

また、これらの多様な人材による活動を通して、食育を受ける機会が増えるよう、活動の充実に向けて必要な支援を行っていきます。

◆ 多様な取組主体同士のネットワーク強化

活動の場があれば活動したいと考えている食育推進ボランティアも多しい一方、活動の場が頭打ちとなっている現状もあります。

今後は、食育推進ボランティア同士の連携や、ボランティアと学校との連携による取組等により、多様な取組主体同士のネットワークを強化し、地域での食育を推進していく必要があります。

また、ニーズに合った食育活動等を実施するためには、希望する県民からの要望に対するコーディネート役割を充実させることが必要です。

◆ いいともあいち運動^注の推進と充実

いいともあいち運動の取組については、情報を発信する者とその情報を必要としている者とのマッチングを支援するなど、生産、流通、消費の各者間における情報の共有化を図り、相互のつながりを一層充実させていく必要があります。

また、企業等が運動のシンボルマークを自社商品に刷り込んで販売する事例のように、民間が自発的に運動を盛り上げていく機運を高めていく必要があります。

◆ 食育の推進によるSDGs^注達成への貢献

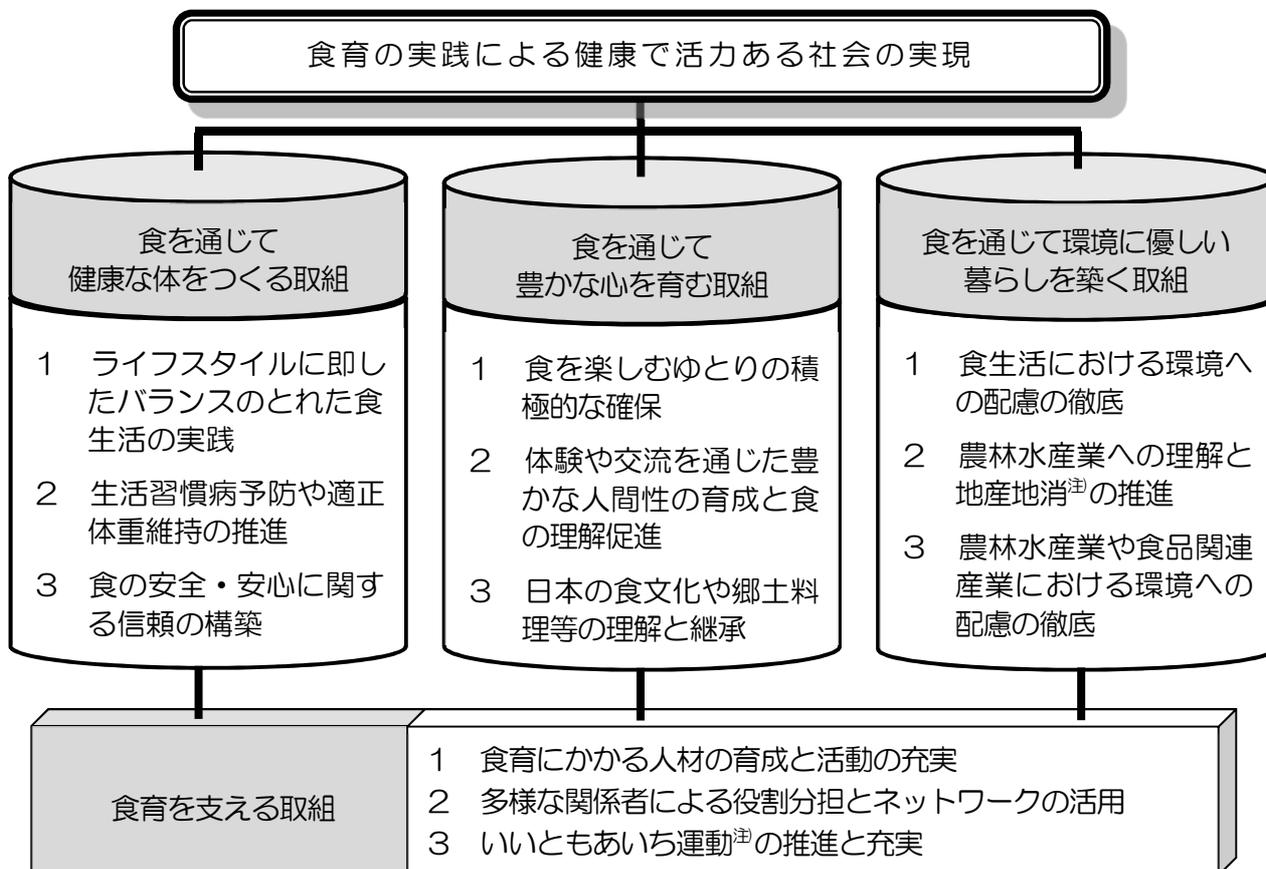
食育の推進により、SDGsの17の持続可能な目標の全てに貢献ができると考えます。食育を推進する取組主体が、ネットワーク形成や働きかけ、情報共有等を行い、各課題について連携して取り組むことで、SDGs達成へ貢献していきます。

第3章 あいちの目指す食育

1 目指す姿と取組の方向

- 食を通じて「健康な体をつくる」こと、「豊かな心を育む」こと、「環境に優しい暮らしを築く」ことの3つに加え、これらを「支える」取組を推進し、健康で活力ある社会の実現を目指します。
- あらゆる世代の県民が健全な食生活を送り、心身ともに豊かに暮らすために、生涯にわたってそのライフステージと生活場面に応じた食育を進めていきます。
- 「あいち食育いきいきプラン2025」では、これまでの取組を「継承」とともに、多様な主体同士の連携や新しい生活様式の実践、SDGs^注達成への貢献などを踏まえ、取組を「SHIN化」（新化・進化・深化・伸化）させ、食育の実践力を高めていきます。

「新化」…時代に合わせた変化 「進化」…多様な発展 「深化」…質の向上 「伸化」…横展開のつながり	「S」…Sustainable（持続可能な） 「H」…Healthy（健康な） 「I」…Interesting（興味深い） 「N」…Network（連携）
--	--

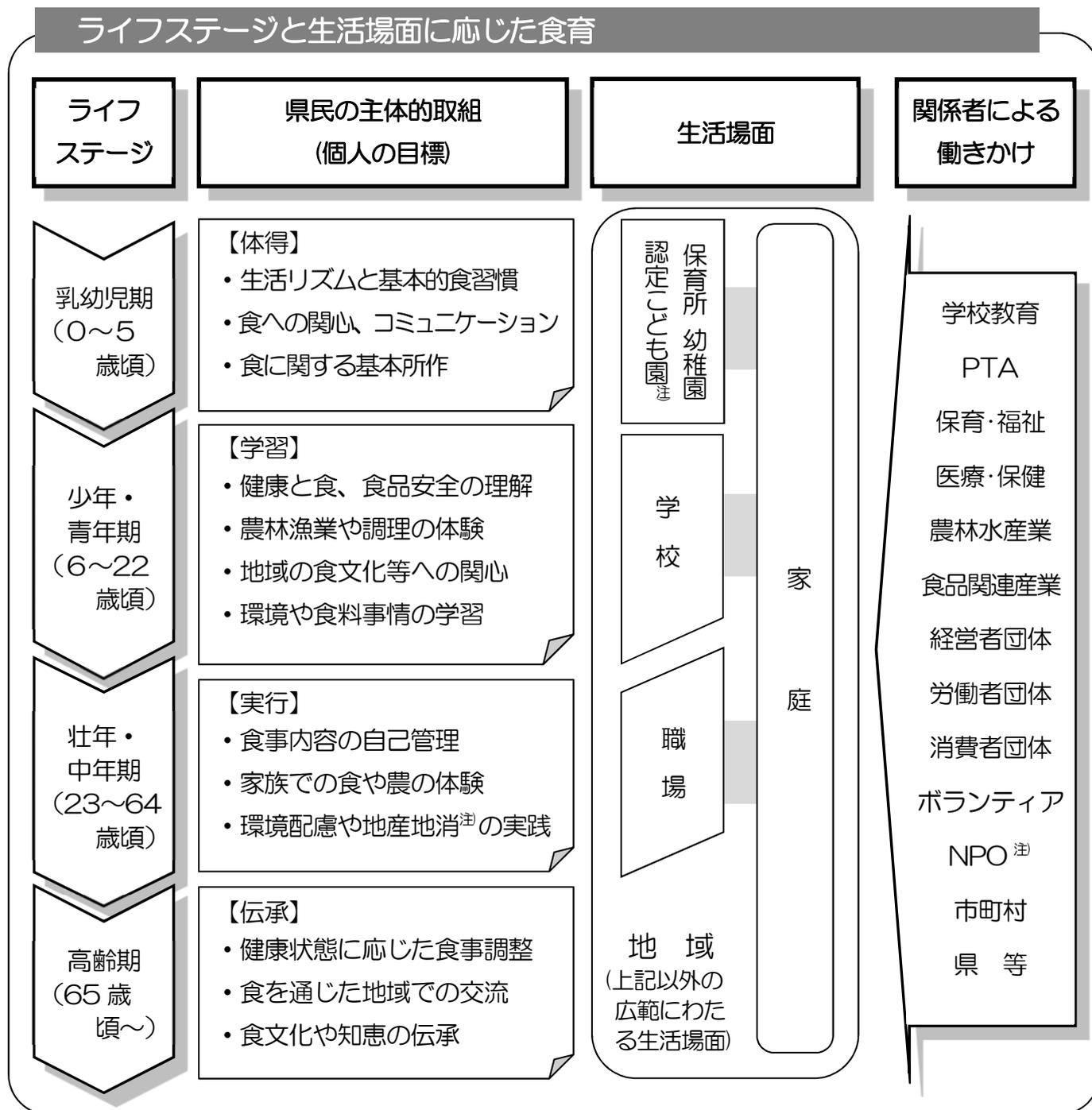


2 取組の展開方法

(1) ライフステージと生活場面に応じた食育

- あらゆる世代の県民が健全な食生活を送り、心身ともに健康で豊かに暮らすためには、生涯を通じた中断のない食育が重要です。
- このため、乳幼児から成人、高齢者に至るまで、生涯にわたってそのライフステージと生活場面に応じた食育を進めます。

ライフステージと生活場面に応じた食育



【家庭】

家庭は日常生活の基盤であり、家族、とりわけ子どもが家庭での食事や食卓等での家族団らんなどを通じて、望ましい食習慣を身に付ける場として極めて重要です。また、学校での学習や地域での体験活動で得られた知識や技術を身に付けていくために、家族間での情報共有や、家庭での実践が重要です。

【保育所・幼稚園・認定こども園^注】

乳幼児期から、発達段階に応じて豊かな食の体験を積み重ね、楽しく食べる体験等を通じて食への関心を育み、基礎的な食習慣を身に付ける場です。このため、保護者組織や医療・保健関係者を始め、地域社会の関係者、あるいは小学校関係者と連携を図りながら食育を実施します。

【学校（小学校～大学）】

子どもが生涯にわたり心身の健康と豊かな人間性を育むため、望ましい食習慣を身に付け、食の自己管理能力を培うとともに、食を通じて感謝の心を育み、社会性を身に付ける人間関係の形成能力を養う場です。このため、PTA や医療・保健関係者を始め地域社会の幅広い関係者と連携・協力し、食育の取組を推進します。

【職場】

若い世代や働く世代への食育は、健康管理や生活習慣病予防の点から重要なため、職場において積極的に取り組むことが必要です。このため、経営者や労働者団体を中心に、健康診断等における医療・保健関係者との連携や、社員食堂を活用した食品関連事業者との連携により食育を実施します。

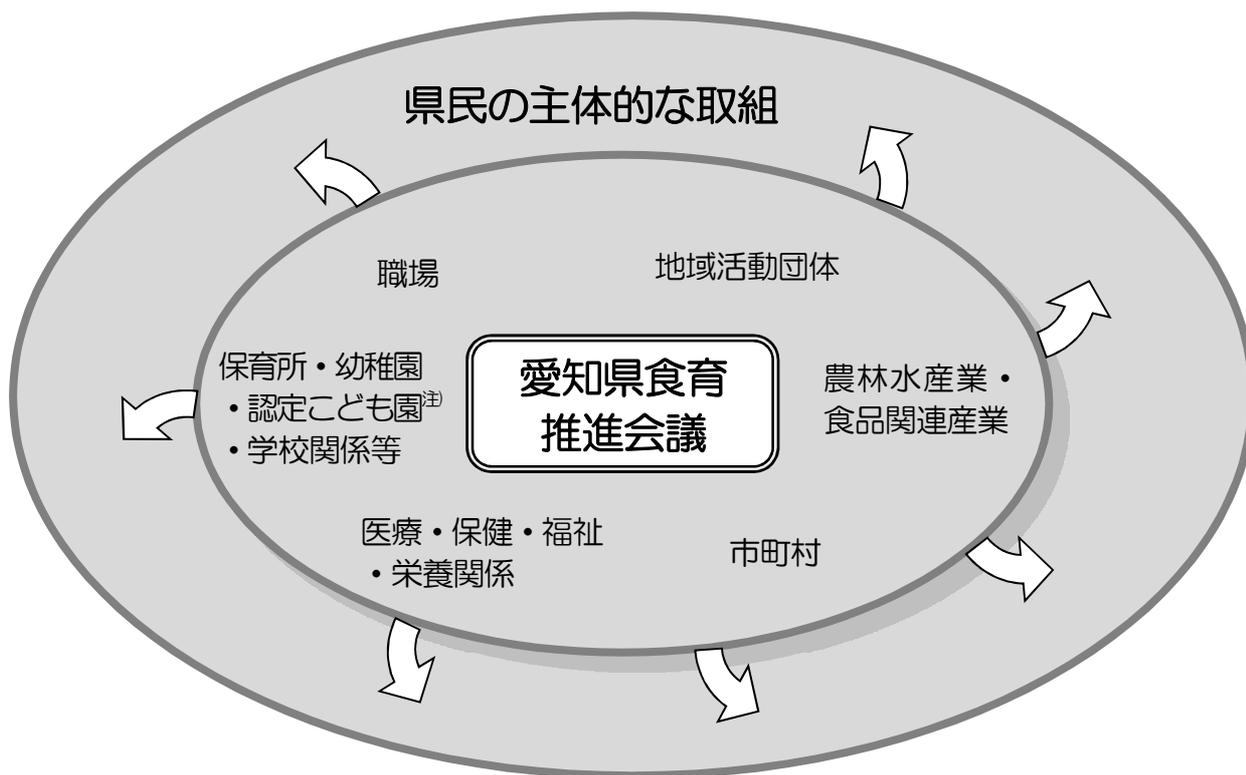
【地域（上記以外の広範にわたる生活場面）】

県民一人一人がいつでも、どこでも食育に接し、生涯を通じた食育の実践が図られるよう、学区や町内といった身近な地域社会を軸に、多様な関係者が、児童館、コミュニティセンター、医療機関、薬局、食品販売店、食堂など様々な場面において食育に取り組みます。

(2) 多様な関係者による食育の取組

食育に関する取組の実効性を高めるためには、食にかかわる多様な関係者が、その役割と特性を生かしつつ、お互いに連携・協力して、県民の主体的な取組を促すことが重要です。このため、県民運動として食育を展開するために、愛知県食育推進会議を中心に、情報の発信や共有に努め、多様な関係者による取組を促します。

多様な関係者による食育の取組



保育所・幼稚園・認定こども園・学校関係等

- 子どもの指導と保護者への情報提供
- 保育・教育活動や給食等での指導
- 地域等と連携した体験活動の実施

職場関係 (経営者・労働者団体)

- 働く世代への健康管理
- 健康診断や食堂等を活用
- 家族で食卓を囲む環境づくり

医療・保健・福祉・栄養関係

- 肥満や痩身対策、口腔機能維持等
- 福祉的な配慮や支援
- 食と健康の観点からの指導等

農林水産業・食品関連産業

- 安全で環境に配慮した生産物・食品の供給
- 生産工程等の情報提供
- 体験や交流の機会の提供

地域活動団体 (ボランティア・NPO^注・社会福祉団体等)

- 地域からの支援や実践促進
- 食生活改善や食を通じた交流等

市町村

- 地域の実情に応じた取組の推進
- 食育推進計画の作成と実施

県

- 県民運動としての推進
- 連携や情報共有の調整役
- 人材の育成や活動の支援

○ 保育所・幼稚園・認定こども園^{注)}・学校関係等

子どもの指導と、その保護者への情報提供が基本であり、保育・教育活動や給食・弁当の時間等での指導を通じて、地域社会の関係者と連携した体験活動も取り入れながら、発達段階に応じた食育を推進します。

○ 職場関係（経営者・労働者団体）

従業員の望ましい食生活の実践のため、健康診断や社員食堂などを活用して情報提供を行うなど健康管理に努めます。また、家族で食卓を囲むことができるような環境づくりを推進します。

○ 医療・保健・福祉・栄養関係

肥満や過度な痩身、健全な口腔機能の維持などの指導や情報提供、自ら食育を実践することが困難な方への配慮や支援、栄養相談など食と健康の観点から食育に取り組みます。

○ 農林水産業・食品関連産業

安全で環境に配慮した生産物や食品を県民に提供するとともに、生産や製造・加工・流通工程等の情報提供や、体験や交流の機会を提供するなど、食への理解促進を図る取組を進めます。

○ ボランティア・NPO^{注)}・社会福祉団体などの地域活動団体

料理教室や食育劇など多様な手法により、食生活の改善にかかる様々な情報や技術の提供や、食を通じた地域での交流、次世代への食文化の継承などを通じて、地域からの食育の支援や実践を促します。

○ 市町村

食育を推進するためには、県民に最も身近な存在である市町村が、多様な関係者と連携・協力しながら、地域の実情に応じたきめ細かい取組を進めることが重要です。

このため、地域の特性を生かした食育を推進するとともに、その効果的な実施のため、様々な地域活動団体などと連携して取組を進めます。

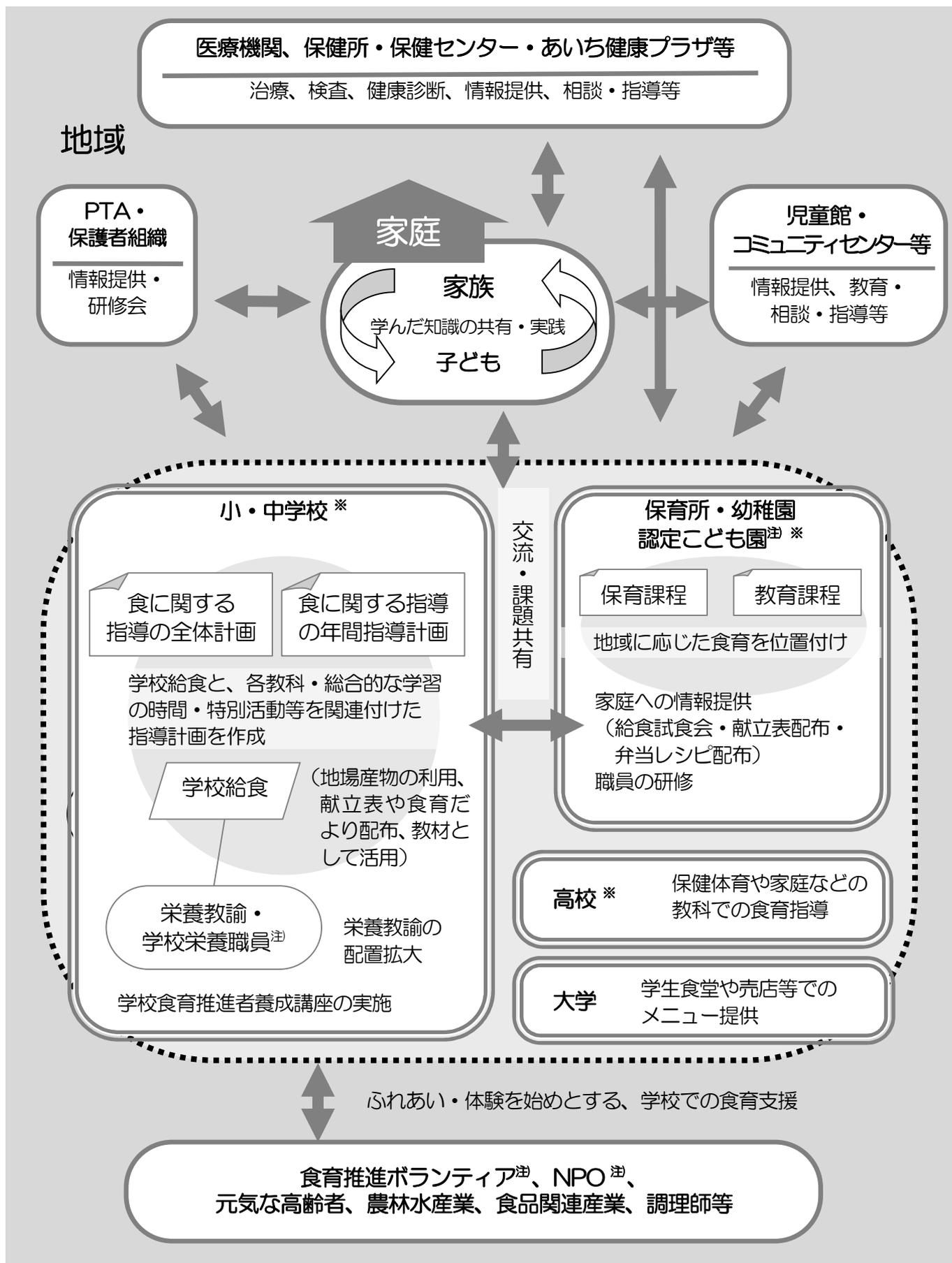
○ 県

広域的自治体として、市町村や多様な関係者との連携を密にししながら、県民運動として食育を推進します。

このため、相互の取組の連携や情報共有の調整役を果たすとともに、食育情報を発信する機会を提供します。また、食育活動を行う人材の育成と活動の充実を図ります。

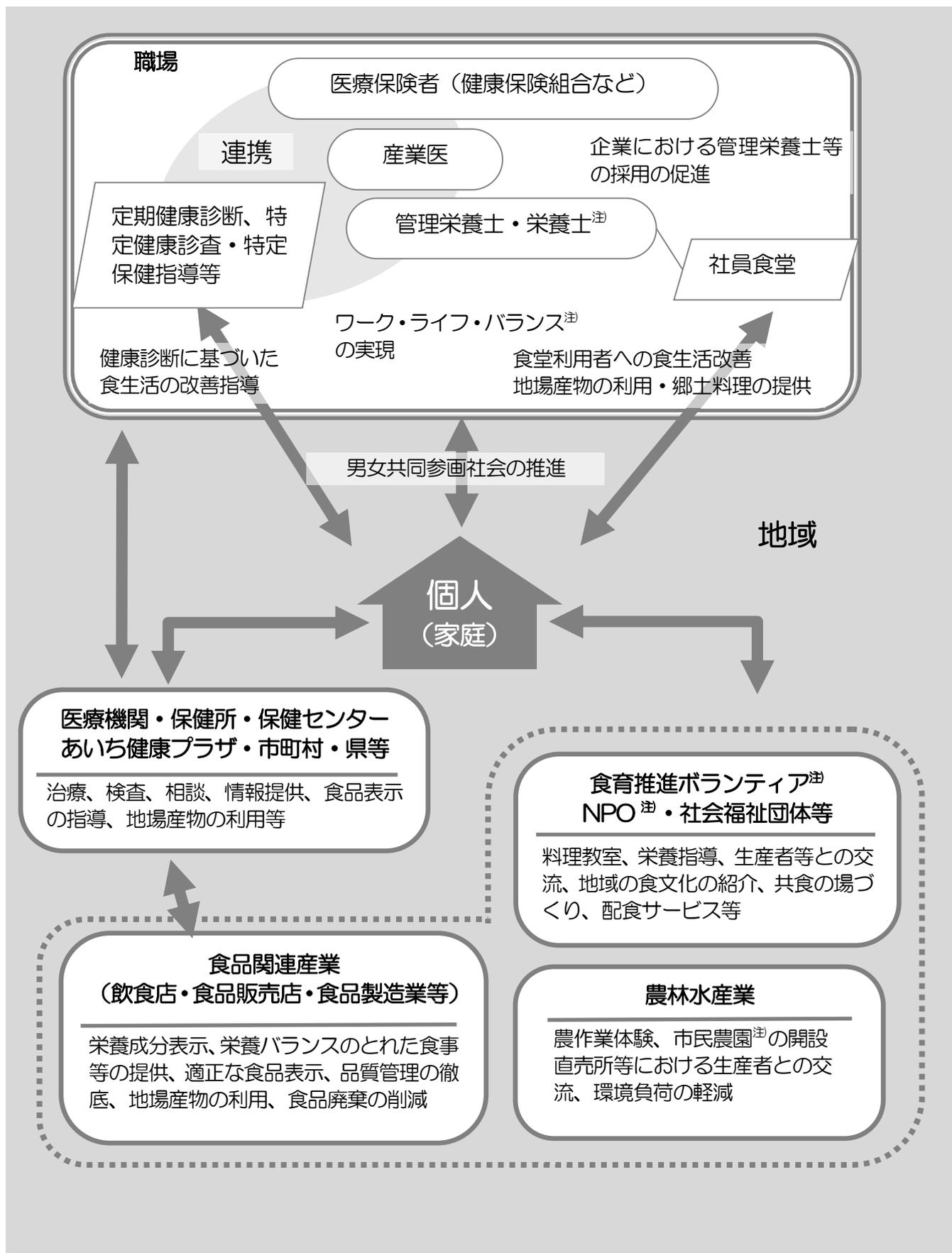
【各ライフステージと生活場面における食育の取組連携のイメージ】

＜乳幼児期、少年・青年期＞



※ 特別支援学校も含む

＜壮年・中年期、高齢期＞



第4章 県民の主体的な取組

あらゆる世代の県民が健全な食生活を送るには、生涯にわたる切れ目ない食育が必要です。

	乳幼児期（0～5歳頃）	少年・青年期（6～22歳頃）
ポイント	<p>【体得】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 体の発育が盛んで、五感が発達し、周りのものへの好奇心が旺盛。 ○ 望ましい食習慣の形成や食への関心を持つための基礎をつくる。 	<p>【学習】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自分でできることの範囲が広がる。親元を離れ、自立した生活を始める。 ○ 家庭、学校、地域において、食と健康に関する知識や食の大切さを学ぶとともに、学んだ知識を家族と共有し、規則正しい食習慣を身に付ける。
家庭	<ul style="list-style-type: none"> □ 体 早寝早起きや睡眠等の基本的な生活リズム、基本的食習慣を身に付ける。 □ 体 いろいろな食べ物を味わい、味覚を育てる。 □ 体 歯みがき、手洗い、うがいの習慣を身に付ける。 □ 心 家族や友達と一緒に食事をすることの楽しさを味わう。 □ 心 簡単な調理や片付けの手伝いをする。 □ 心 食事の挨拶や正しい箸の使い方などの基本的な食事作法を身に付け始める。 □ 環 食べ残しがよくないことを知る。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 体 朝食を始めとする規則正しい食習慣の重要性を理解し、毎日実践する。 □ 体 正しい歯みがきの仕方を身に付ける。 □ 心 家族や友達と一緒に食事を楽しみながら、マナーや思いやりの大切さを実感する。 □ 心 自ら作った食事を家族や友達と食べる楽しさを経験する。 □ 心 自立した生活を始めるまでに基本的な調理技術を身に付ける。 □ 心 食事のマナーを身に付ける。 □ 環 食べ物を残さず食べるようにするなど、学んだ知識をもとに自ら行動する。
保幼・学校	<ul style="list-style-type: none"> □ 体 よく噛んで食事をする習慣を身に付ける。 □ 心 様々な料理を口にし、食に興味を持つ。 □ 心 動植物への親しみと感謝の気持ちを持つ。 □ 心 季節や行事にちなんだ料理を楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 体 栄養と食品の正しい知識に基づいて自ら判断できる能力を身に付ける。 □ 体 肥満、痩身の健康被害を知り、自分に適した食事の内容や量を調節する。 □ 体 生活習慣病に関する知識を持つ。 □ 体 食品の産地、栄養などの表示を知る。 □ 体 食中毒などと食品の購入・保存・調理と結び付けて理解し、予防の方法を知る。 □ 体 食物アレルギーに関する知識を持つ。 □ 心 季節や行事にちなんだ料理や地域独自の食文化、旬の食材を知り、関心を持つ。 □ 環 食生活と環境との関わりや世界の食料事情を学び、問題意識を持つ。
地域	<ul style="list-style-type: none"> □ 心 様々な料理を口にし、食に興味を持つ。 □ 心 動植物への親しみと感謝の気持ちを持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 心 農林漁業の体験や食品製造現場を見学し、食べ物の生産への理解を深める。 □ 心 季節や行事にちなんだ料理や地域独自の食文化、旬の食材を知り、関心を持つ。 □ 環 生物多様性の保全など、農林水産業の多様な機能を理解する。 □ 環 地域の農林水産物を知り、親しみを持つ。 □ 体 心 環 地域において連携して行われる食育活動に、積極的に参加する。
行政・団体	<ul style="list-style-type: none"> 体 乳幼児健診などの機会を通じて保護者に情報提供し、実践を促す。 支 ボランティアなどと連携した食育の取組を支援する。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 支 農林漁業体験の場を提供し、参加者の食に対する感謝の気持ちを育む。 支 ボランティアなどと連携した食育の取組を支援する。 <p style="text-align: right;">など</p>

それぞれのライフステージや生活場面でどんな取組ができるかチェックし実践しましょう。

	壮年・中年期 (23～64 歳頃)	高齢期 (65 歳頃～)
ポイント	<p>【実行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職場や地域社会で活発に活動。徐々に体の機能が低下し、健康への意識が高まる。 ○ 出産や育児をきっかけに健全な食生活への関心が高まる。 ○ 健康状態や活動の程度に合わせて食事の内容を見直し、生活習慣病を予防する。 	<p>【伝承】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 退職や子どもの自立などにより生活が変化する。 ○ 健康状態や活動の程度に合わせて食事の内容を見直すとともに、食文化の継承などに努める。
家庭	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 体 朝食を始めとする規則正しい食習慣を維持するとともに、子どもにも規則正しい食習慣が身に付くよう環境を整える。 <input type="checkbox"/> 体 毎日の食事に野菜を多く取り入れるようにする。 <input type="checkbox"/> 体 食品表示の知識を食品選択に活用する。 <input type="checkbox"/> 体 食の安全や食品衛生の知識を持ち、食中毒など食品による危害を防止する。 <input type="checkbox"/> 心 分担して家事に取り組む。 <input type="checkbox"/> 心 家庭で子どもと料理等を行い、子どもが地域や学校等で学んだ知識や料理体験等を家族で共有する。 <input type="checkbox"/> 心 季節や行事にちなんだ料理と地域独自の食文化を理解し、自分で調理する。 <input type="checkbox"/> 心 地域で生産された旬の食材を生かし、米を中心とした食事づくりを心がける。 <input type="checkbox"/> 環 エネルギー・水などのむだを減らすなど、環境に優しい食生活を実践する。 <input type="checkbox"/> 環 食べ残しや食品の廃棄を減らす。 <input type="checkbox"/> 環 地域の農林水産物を、積極的に利用する。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 体 自分の食事は自分で整えられる「食の自立」を目指す。 <input type="checkbox"/> 体 健康状態に合わせた適切な食事内容を理解し、実践する。 <input type="checkbox"/> 体 いつまでも自分の歯で噛めるようにする。 <input type="checkbox"/> 体 経験に基づいた、食の安全や食品衛生に関する知恵を次代に伝える。 <input type="checkbox"/> 心 食べ物に対する感謝の気持ちの大切さを、次代に伝える。 <input type="checkbox"/> 心 季節や行事にちなんだ料理や地域独自の食文化や食事作法を、次代に伝える。 <input type="checkbox"/> 環 「もったいない」の精神や、環境に優しい食生活の知恵を次代に伝える。 <input type="checkbox"/> 環 地域の農林水産物を使った料理を次代に伝える。
職場	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 体 生活習慣病や痩身等への知識を持ち、食事の自己管理をする。 <input type="checkbox"/> 体 定期的に健診（特定健診など）を受診して、健康状態をチェックする。 <input type="checkbox"/> 心 仕事と生活の両立を意識し、家族や友人と食を楽しむゆとりを持つ。 <input type="checkbox"/> 環 エシカル消費³⁾を意識して行動する。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 体 定期的に健診（特定健診や後期高齢者健診など）を受診して、健康状態をチェックする。
地域	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 体 かかりつけ医やかかりつけ歯科医を持ち、早期治療を行い、疾病の重症化を予防する。 <input type="checkbox"/> 心 農林漁業の体験や食品製造現場を見学し、食べ物の生産への理解を深める。 <input type="checkbox"/> 心 料理教室への参加等により、自らの食生活を見直したり、料理を作る楽しさを体験する。 <input type="checkbox"/> 環 生物多様性の保全や洪水の防止など、農林水産業が持つ多面的な役割³⁾への理解を深める。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 体 かかりつけ医やかかりつけ歯科医を持ち、早期治療を行い、疾病の重症化を予防する。 <input type="checkbox"/> 心 世代を超えて食を通じた交流をはかる。 <input type="checkbox"/> 心 地域の集まりなどを活用し、人とともに食事をする機会を持つ。 <input type="checkbox"/> 心 季節や行事にちなんだ料理や地域独自の食文化や食事作法を、次代に伝える。 <input type="checkbox"/> 環 「もったいない」の精神や、環境に優しい食生活の知恵を次代に伝える。
行政・団体	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 体 生活習慣病予防や食の安全・安心などについて情報提供に努める。 <input type="checkbox"/> 支 食育に関する研修会等により、食育推進に当たる人材を育成する。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 体 フレイル³⁾の予防などについて情報提供に努める。 <input type="checkbox"/> 心 高齢者同士や地域の人との共食の場作りを進める。 <p style="text-align: right;">など</p>

第5章 県や関係団体等の取組

以下では、取組を働きかける生活場面を下記のとおり表示

【保幼】※：保育所・幼稚園・認定こども園^注

【学校】※：小学校～大学 【職場】：勤務先 【地域】：その他の場所

※「保幼」「学校」には特別支援学校を含む

食育の推進について、県や関係団体等は、あいちの食育が目指す4つの取組に即して、ライフステージと生活場面に応じ、それぞれの役割と特性を生かしつつ連携・協力して、継続的に情報提供や実践促進活動を行っていきます。

■ 取組の体系

		保幼	学校	職場	地域		
食を通じて健康な体をつくる取組	ライフスタイルに即したバランスのとれた食生活の実践	ア 乳幼児期における基本的な食習慣の確立	●			●	
		イ 学校における小中学生への食に関する指導の充実		●			
		ウ 小中学生の食育のための家庭への支援		●		●	
		エ 高校における食育の充実		●			
		オ 青年期以降の若い世代を中心とした食育の推進		●	●	●	
		カ 働く世代に対する食育の推進			●	●	
		キ 妊産婦や乳幼児を持つ親への食育の推進				●	
		ク 高齢期における食による健康維持の推進				●	
	生活習慣病予防や適正体重維持の推進	ア 子どもの肥満予防等の推進	●	●			
		イ 歯の大切さについての子どもへの啓発活動の推進	●	●			
		ウ 思春期からの適正体重の維持の推進		●			
		エ 職場における従業員等の健康に配慮した食育の推進			●	●	
食の安全・安心に関する信頼の構築	ア 食品表示の適正化の推進				●		
	イ 食の安全・安心に関する情報提供と理解促進		●		●		
	ウ 安全に関する自主管理と情報開示の促進				●		
	エ 学校給食等における食物アレルギーへの対応	●	●				
食を通じて豊かな心を育む取組	食を楽しむゆとりの積極的な確保	ア 給食や弁当を通じた豊かな人間性の育成	●	●			
		イ 家族や友人と食事をとるための環境整備			●	●	
		ウ 子どもや高齢者等の「『こ』食」への対応	●	●	●	●	
	体験や交流を通じた豊かな人間性の育成と食の理解促進	ア 乳幼児期における食とのふれあい機会の確保	●			●	
		イ 少年期から青年期を中心とした食に関する体験等の充実		●		●	
		ウ 幅広い層に向けた体験・交流の機会の提供				●	
		エ 国際的な食文化に対する理解の促進				●	
	日本の食文化や郷土料理等の理解と継承	ア 子どもに対する食事作法の習得	●	●		●	
		イ 給食等における地場産物や郷土料理等の導入促進	●	●	●		
		ウ 日本型食生活 ^注 の推進、郷土料理等地域の食文化の継承		●		●	
	食を通して暮らしを築く取組	食生活における環境への配慮の徹底	ア 持続可能な暮らしのための環境学習の推進		●		●
			イ 環境に配慮した食料品等の購入やリサイクル等の実践				●
ウ 環境に配慮した食生活の実践						●	
農林水産業への理解と地産地消 ^注 の推進		ア 農林水産業への関心と理解を深める取組の推進				●	
		イ 給食等による子どもに対する地産地消の理解と利用の促進		●			
		ウ 青年期以降における地産地消の実践		●	●	●	
		エ 直売所における生産者と消費者の交流促進				●	
農林水産業や食品関連産業における環境への配慮の徹底		ア 農林水産業における環境への配慮				●	
		イ 食品関連事業者における食品廃棄物等の削減				●	
		ウ 未利用食品の有効活用の普及啓発				●	
食育を支える取組		食育にかかる人材の育成と活動の充実	ア 保育・教育機関における推進体制の充実	●	●		
			イ 社会人を対象とした推進体制の充実			●	●
	ウ 愛知県食育推進ボランティア ^注 の育成と活動の充実					●	
	エ 食育を担う多様な人材の育成と活動の促進					●	
	多様な関係者による役割分担とネットワークの活用	ア 活動主体同士の情報共有と連携のさらなる強化	●	●	●	●	
		イ ネットワークを活用した関係者間の情報共有				●	
		ウ 食育に関する情報発信の充実				●	
	いいともあいち運動 ^注 の推進と充実	ア 運動の定着促進				●	
		イ 協働活動の充実				●	
		ウ 積極的な情報発信による県産農林水産物の利用拡大				●	

1 食を通じて健康な体をつくる取組

愛知県では、健康長寿あいちの実現（健康寿命の延伸と健康格差の縮小）を目指して「健康日本 21 あいち新計画」を作成し、市町村、健康関連団体等とともに県民主体の健康づくりに取り組んでいます。

食を通じて健康な体を作るためには、幼い頃から食事を中心に基本的な生活リズムを身に付け、生涯にわたって望ましい食生活を実践することが必要です。

そのため、乳幼児期から高齢期に至るまでライフステージに応じた「ライフスタイルに即したバランスのとれた食生活の実践」、子どもの肥満予防や思春期からの適正体重の維持の推進、職場等での健康指導など「生活習慣病予防や適正体重維持の推進」、及び「食の安全・安心に関する信頼の構築」に取り組めます。

(1) ライフスタイルに即したバランスのとれた食生活の実践



バランスのとれた食習慣を身に付けることは、健康な体をつくるための第一歩です。学校での食に関する指導だけでなく、職場や家庭においても、日本型食生活^注の啓発や食生活指針^注等の活用により、ライフスタイルに即した食生活の実践を推進します。

ア 乳幼児期における基本的な食習慣の確立

生活場面	主な取組内容	取組主体 ^{※1}	連携組織 ^{※2}
地域	乳幼児健診や地域の子育て支援の場を活用した実践を促進します	市町村、社協	食・栄養団体、県、医師会等
保幼	給食・弁当を活用した食育や地域人材の活用を促進します	保幼等	県、食・栄養団体、食品団体

※1 取組主体

取組の中心となることを期待する主体。主な省略形は以下のとおり。

社協：社会福祉協議会 保幼等：保育所、幼稚園、認定こども園^注、特別支援学校

小中学校等：小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校

高校等：高校、特別支援学校

栄養教諭協：栄養教諭研究協議会 農水団体：農林水産業関係団体

食・栄養団体：食生活改善推進員協議会、栄養士会など食生活や栄養関係の団体や食育推進ボランティア^注、NPO^注などを広く総称

食品団体：食品製造業・流通業・販売業や生協など、食品関連産業関係の団体を総称

また、県については、主な関係局を以下の省略名でかっこ内に記載。

県民：県民文化局 環境：環境局 福祉：福祉局 保健：保健医療局

経産：経済産業局 労働：労働局 農水：農業水産局 農基：農林基盤局

教育：教育委員会事務局

※2 連携組織

取組主体と連携して取組を進めていただくことを期待する主体。主な省略形は取組主体と同じ。

イ 学校における小中学生への食に関する指導の充実

生活場面	主な取組内容	取組主体	連携組織
学校	学校給食を「生きた教材」として活用し、学校全体で食育に取り組むため、給食と各教科等を関連づけた指導計画の作成と指導の充実を図ります	小中学校等	県、栄養教諭協
学校	栄養教諭 ^注 の配置拡大を図るとともに国事業を活用した先進的な食育を実践します	県（教育）	栄養教諭協
学校	地域人材を活用した体験的な活動の充実を図ります	小中学校等	県、食・栄養団体、食品団体

ウ 小中学生の食育のための家庭への支援

生活場面	主な取組内容	取組主体	連携組織
学校	食育だより等各種お便りや学校給食試食会、献立募集や料理教室、食物アレルギーに関する情報、就学時健診等での各種学校給食に関する情報提供等を通して、小中学校から家庭に向けての食育を促進します	小中学校等	栄養教諭協、県
学校	各校の食育の取組事例を学校間で共有します	県（教育）、市町村	栄養教諭協
地域	「早寝早起き朝ごはん」運動 ^注 の実践を促進します	県（教育）	当該運動参画団体
地域	PTA 活動における研修会や情報発信を行います	PTA	小中学校等
地域	社会情勢を踏まえ、学校と福祉機関の連携を図ります	小中学校等	福祉機関

エ 高校における食育の充実

生活場面	主な取組内容	取組主体	連携組織
学校	保健体育・家庭科等における啓発資料の活用や教職員研修の充実、ホームルーム活動等を活用した食育を推進します	高校等、県（教育）	県、食・栄養団体、大学
学校	農業・家庭などの専門学科での指導の充実を図ります	高校	県

オ 青年期以降の若い世代を中心とした食育の推進

生活場面	主な取組内容	取組主体	連携組織
学校 職場 地域	若い世代への啓発や講演会、職場の給食施設への巡回など、食育に関する実践機会を創出します	県（保健、農水）、市町村、食・栄養団体	大学等
地域	弁当やそう菜等へのエネルギー・栄養成分表示を推進します	県（保健）	食育推進協力店 ^注 、飲食店等

カ 働く世代に対する食育の推進

生活場面	主な取組内容	取組主体	連携組織
職場 地域	働く世代が健康に働くための食生活の実践を啓発します	県（農水）	給食関係、食品団体

キ 妊産婦や乳幼児を持つ親への食育の推進

生活場面	主な取組内容	取組主体	連携組織
地域	母親教室等での健康教育や情報提供を行うとともに、授乳期以降の食の重要性を啓発します	市町村	食・栄養団体、県、医師会等

ク 高齢期における食による健康維持の推進

生活場面	主な取組内容	取組主体	連携組織
地域	食育関係者による料理教室や市町村の高齢者向け栄養改善教室などの実施を拡大します	食・栄養団体、食品団体、市町村	県、市町村、社協、栄養士会
地域	市町村等による配食サービスなどの充実を図ります	市町村、社協、配食業者	栄養士会
地域	噛める歯の健康保持と適切な治療を促進します	歯科医師会、市町村	県

(2) 生活習慣病予防や適正体重維持の推進



生活習慣病（がん、高血圧症、脂質異常症、糖尿病、歯周病など）を予防するため、若年期からのメタボリックシンドローム^注や若い女性を中心とした過度な痩身などのリスクについて正しい知識の普及啓発を行い、適正体重の維持を推進します。

また、歯の大切さについての啓発等、健康寿命の延伸につながる食育を推進します。

ア 子どもの肥満予防等の推進

生活場面	主な取組内容	取組主体	連携組織
保幼	家庭と連携した肥満予防・栄養指導を行います	保幼等	栄養士会、医師会等
学校	学校関係者の連携による肥満の予防や肥満傾向の児童生徒に対する効果的な指導を実施します	小中学校等、高校等	医師、歯科医師、薬剤師

イ 歯の大切さについての子どもへの啓発活動の推進

生活場面	主な取組内容	取組主体	連携組織
保幼 学校	むし歯・歯肉炎予防指導や歯みがきの習慣づけを行い、歯の役割やよく噛む大切さ等を啓発します	保幼等、小中学校等	歯科医師会

ウ 思春期からの適正体重の維持の推進

生活場面	主な取組内容	取組主体	連携組織
学校	学校関係者の連携による知識の普及啓発を図ります	中学校、高校、特別支援学校	食・栄養団体
学校	学園祭等での啓発や学生食堂でのバランスの取れた献立を提供します	大学、栄養士会	食・栄養団体、大学生協等

エ 職場における従業員等の健康に配慮した食育の推進

生活場面	主な取組内容	取組主体	連携組織
職場 地域	特定健診等における医療保険者と関係者の連携やメタボリックシンドローム [※] に着目した特定健診・特定保健指導を効果的に実施します	医療保険者	市町村、愛知県健康づくり振興事業団
職場 地域	社員食堂等の指導及び企業における管理栄養士 [※] の配置促進とともに、栄養管理の充実を図ります	保健所	栄養士会等

オ 地域における健康寿命延伸につながる食育の推進

生活場面	主な取組内容	取組主体	連携組織
地域	地域特性を踏まえた食生活の改善のための継続的な食環境づくりを推進します	保健所等	県、市町村
地域	年代に応じた食べ方や噛む大切さを啓発します	歯科医師会、市町村	県

カ 野菜摂取量増加の取組の拡充

生活場面	主な取組内容	取組主体	連携組織
地域	野菜摂取量が少ない背景を調査するとともに、摂取量増加の取組を多様な関係者へ拡充します	県（保健）	食・栄養団体、企業等

(3) 食の安全・安心に関する信頼の構築



県民が食の安全に関する正しい知識と理解を深め、安心して健全な食生活を実践できるよう、食品表示や食品の安全性確保のための対策などについて、情報の提供や意見交換などを行い、理解促進を図ります。また、学校給食等における食物アレルギーへの対応を進めます。

ア 食品表示の適正化の推進

生活場面	主な取組内容	取組主体	連携組織
地域	食品表示 110 番 ^注 や消費生活モニター ^注 による活動を通じて、食品表示の適正化を図ります	県（県民、農水）	食品団体
地域	研修会やパンフレット等による表示制度の理解促進を図ります	県（保健、農水）	食品団体、食育推進協力店 ^注

イ 食の安全・安心に関する情報提供と理解促進

生活場面	主な取組内容	取組主体	連携組織
地域	リスクコミュニケーション ^注 など科学的知見に基づく情報提供や事業者の情報発信を促進します	県（県民、保健）	食品団体、食育推進協力店
学校	学校給食を活用した食の安全に関する教育を行います	小中学校等、高校等	食品団体、大学

ウ 安全に関する自主管理と情報開示の促進

生活場面	主な取組内容	取組主体	連携組織
地域	生産物のトレーサビリティ ^注 システムを効率的に運用します	農水団体	県
地域	食品等事業者に対して、HACCP ^注 に沿った衛生管理がスムーズに導入できるよう指導を行います	県（保健）	食品団体

エ 学校給食等における食物アレルギーへの対応

生活場面	主な取組内容	取組主体	連携組織
保幼	食物アレルギーへの理解促進を図ります	保幼等	県
学校	食物アレルギーへの理解促進や市町村教育委員会の食物アレルギー対応委員会の設置、危機管理体制の構築を行います	小中学校等	県

2 食を通じて豊かな心を育む取組

私たちが普段口にかけている「いただきます」、「ごちそうさま」、「もったいない」という言葉には、動植物の命や食に関わった人々への感謝の念、あるいは物を大事にする心が込められています。こうした思いを大切にしながら、家族や友人との食事等を通じて互いの心にふれあうとともに、子どもから大人までが食に関する感謝の念や食文化等への理解を深め、豊かな人間性を養うことが重要です。

このため、家族や友人と楽しみながら食事をとることなど「食を楽しむゆとりの積極的な確保」、家庭での料理や作物栽培体験、都市と農村の交流など「体験や交流を通じた豊かな人間性の育成と食の理解促進」、郷土料理や伝統料理などの食文化の継承や食事作法の習得など「日本の食文化や郷土料理等の理解と継承」について取り組みます。

(1) 食を楽しむゆとりの積極的な確保



家庭、学校、職場などで、会話をしながら楽しく食べることなどコミュニケーションをとりながらの食事は、心のいやし・心の安定をもたらします。このため、家族や友人と食事をとることのできるゆとりの確保に向け、社会全体での対応を図ります。

また、子どもや高齢者の「孤食」を減らすため、家族や友人、地域の人とともに食事をする「共食」の大切さを啓発します。

さらに、様々な『こ』（個、固、粉、小、濃）食』についても、解消のための対策について情報提供します。

ア 給食や弁当を通じた豊かな人間性の育成

生活場面	主な取組内容	取組主体	連携組織
保幼	給食や弁当を活用し、食への関心の向上を図ります	保幼等	食・栄養団体、食品団体
学校	学校給食を活用し、感謝の心や美味しいと感じる味覚を育成し、会食の楽しさ等を実感できるようにします	小中学校等、高校等	栄養教諭協

イ 家族や友人と食事をとるための環境整備

生活場面	主な取組内容	取組主体	連携組織
地域	家族団らんの大切さや、家族・友人と一緒に食事をとることを呼びかけます	県（農水）、市町村、食・栄養団体、食品団体	各種団体
職場 地域	「新しい生活様式」に合わせた食を楽しむための情報を提供します	県（農水）	各種団体
地域	男女共同参画の広報・啓発活動を行います	県（県民）	市町村、各種団体
職場	ワーク・ライフ・バランス ^注 を推進します	県（労働）	経営者団体、労働団体

ウ 子どもや高齢者等の「『こ』食」への対応

生活場面	主な取組内容	取組主体	連携組織
地域	市町村、NPO ^注 等との連携により、高齢者同士や地域の子どもとの共食の場をつくります	市町村、食・栄養団体、食品団体	県
保幼 学校 職場 地域	「『こ』（孤、個、固、粉、小、濃）食」の解消のための対策について情報提供します	市町村、食・栄養団体	県

（２）体験や交流を通じた豊かな人間性の育成と食の理解促進



様々な体験や交流を通じて食べることへの感謝の心や豊かな人間性を育てるため、家庭・地域・学校等において、作物の栽培や収穫体験、生産者との交流や食品の流通加工現場の見学などを推進したりするとともに、収穫した農林水産物を調理したり、自ら調理した料理を家族等とともに味わう機会を提供します。

また、子どもから大人まで幅広い層に向け、農林漁業体験の機会を提供するとともに、地域の農林水産物等の情報を発信します。

さらに、多様な食文化や食への理解を深めるための情報提供にも取り組みます。

ア 乳幼児期における食とのふれあい機会の確保

生活場面	主な取組内容	取組主体	連携組織
地域	家庭での食とふれあう機会の大切さを啓発します	食・栄養団体、食品団体、農水団体	県、市町村
保幼	保育所等での栽培・調理体験等の拡充や地域人材の活用を図ります	保幼等	県、農水団体、食・栄養団体

イ 少年期から青年期を中心とした食に関する体験等の充実

生活場面	主な取組内容	取組主体	連携組織
地域	親子や高校生を対象とした料理教室等により、健康管理の実践を促進します	食・栄養団体、農水団体	県、市町村
学校	生産者等と学校の連携により、計画的な体験学習の環境づくりを行います	小中学校等	県、食・栄養団体、食品団体、農水団体
学校	調理実習や料理コンテスト等を通じた食の知識や調理技術の習得、食事を作る人への感謝の気持ちの育成を図ります	小中学校等、高校等	県、農水団体、食・栄養団体

ウ 幅広い層に向けた体験・交流の機会の提供

生活場面	主な取組内容	取組主体	連携組織
地域	教育ファーム ^注 や酪農教育ファーム ^注 、食農教育 ^注 、市民農園 ^注 、農業体験農園 ^注 などの取組を推進します	農水団体、市町村	県、食品団体
地域	交流モデルルートや産物などの地域資源の情報を発信します	県（農水）、市町村	農水団体
地域	各地で実施される体験情報を一元的に提供します	県（農水）	農水団体、食・栄養団体、食品団体

エ 国際的な食文化に対する理解の促進

生活場面	主な取組内容	取組主体	連携組織
地域	多様な食文化や食についての情報を提供します	県（農水）	農水団体、食・栄養団体、食品団体

(3) 日本の食文化や郷土料理等の理解と継承



米を中心とした日本の伝統的な食生活が失われつつある中、栄養バランスに優れ健康的な食事スタイルである日本の食文化を、次世代に向け保護・継承する取組を進めます。

各地域にみられる郷土料理などの食文化は、その地域の自然環境とのかかわりの中で、長い間に培われてきたかけがえのない財産です。この食文化への理解を促進し、継承するための取組を推進するとともに、時代に合った味付け等、新しい郷土料理の創出にも理解を進めます。さらに、箸使いや食事の並べ方、食事の姿勢などの食事作法や所作の学びについても取り組みます。

ア 子どもに対する食事作法の習得

生活場面	主な取組内容	取組主体	連携組織
地域	子育て支援センター等において、食事作法を家庭に啓発します	市町村、食・栄養団体	県
保幼	保育所等での給食や弁当を活用し、基本的な食事作法の習得を図ります	保幼等	栄養士会
学校	学校給食を活用した望ましい食事作法の習慣化を図ります	小中学校等、高校等	県

イ 給食等における地場産物や郷土料理等の導入促進

生活場面	主な取組内容	取組主体	連携組織
保幼	給食関係者と生産者等との意見交換会を行います	保幼等	県、農水団体
学校	学校給食への導入促進や体験との関連づけを行い、「愛知を食べる学校給食の日」を年3回実施します	小中学校等、高校等	県、農水団体
学校 職場	学生・社員食堂等での郷土料理の提供を促進します	県（農水）、市町村	経営者団体、食品団体、大学生協

ウ 日本型食生活^注の推進、郷土料理等地域の食文化の継承

生活場面	主な取組内容	取組主体	連携組織
学校 地域	日本型食生活の良さを啓発します	食・栄養団体、 農水団体、県 (農水)	小中学校等、 高校等
地域	地域の食文化や伝統的な作物の紹介、及び高齢者の持っている食に関する知識の継承を図ります	食・栄養団体、 食品団体、農 水団体、県(農 水)	小中学校等、 高校等

3 食を通じて環境に優しい暮らしを築く取組

家庭での食べ残しや食品の廃棄を減らしたり、地域の農林水産物を積極的に消費・利用することが、環境への負荷の軽減につながります。

また、農林水産業や食品関連産業においても環境への配慮が必要です。

食べ物の消費と生産の両面からの取組を推進するため、「食生活における環境への配慮の徹底」、「農林水産業への理解と地産地消^{注1)}の推進」、及び「農林水産業や食品関連産業における環境への配慮の徹底」について取り組みます。



(1) 食生活における環境への配慮の徹底

毎日の食生活における環境への配慮に関する理解を深め、無駄や廃棄の少ない食事づくりなど環境に配慮した食生活の実践に取り組む人づくりを推進します。

また、環境に配慮した食料品等の購入やリサイクル等の実践など家庭や地域でできる行動の推進等に取り組みます。

ア 持続可能な暮らしのための環境学習の推進

生活場面	主な取組内容	取組主体	連携組織
学校	食生活と環境との関わりについての学習に、SDGs ^{注1)} の視点を導入します	小中学校等、高校等	県、市町村、各種団体
地域	SDGsを意識した環境学習を推進します	県（環境、教育）、市町村、各種団体	各種団体、市町村、県

イ 環境に配慮した食料品等の購入やリサイクル等の実践

生活場面	主な取組内容	取組主体	連携組織
地域	グリーン購入 ^{注1)} の普及啓発や、暮らしの中で実施できる食に関連する環境配慮行動の推進などを行います	県（環境、県民、農水）、市町村、食品団体	食品団体
地域	エシカル消費 ^{注1)} を意識した行動の普及啓発を行います	県（環境、県民、農水）、市町村、食品団体	食品団体

ウ 環境に配慮した食生活の実践

生活場面	主な取組内容	取組主体	連携組織
地域	食材の適量購入やエネルギーの節約等、環境に配慮した食生活の実践を促進します	市町村、県（環境、県民、福祉、保健、経産、農水、教育）	食・栄養団体、食品団体
地域	積極的に食品ロス ^{注1} 削減に取り組むための普及啓発を行います	市町村、県（環境、県民、福祉、保健、経産、農水、教育）	食・栄養団体、食品団体



（２）農林水産業への理解と地産地消^{注2}の推進

農林水産業が持つ多面的な役割^{注3}などの正しい理解と地産地消を推進するため、必要な情報を的確に発信するとともに、販売店・飲食店や学校給食などでの県産農林水産物の積極的な利用推進を図るとともに、県内への農林水産物の供給に努めます。

また、愛知県独自の取組「いいともあいち運動^{注4}」の一層の普及を図ります。

ア 農林水産業への関心と理解を深める取組の推進

生活場面	主な取組内容	取組主体	連携組織
地域	生物多様性 ^{注5} 保全や洪水の防止など農林水産業の果たしている役割への理解促進を図ります	県（農水、農基）	市町村、農水団体
地域	農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮させるための地域共同活動を推進します	県（農基）、市町村、農水団体	食・栄養団体、学校関係者、食品団体

イ 給食等による子どもに対する地産地消の理解と利用の促進

生活場面	主な取組内容	取組主体	連携組織
学校	学校給食における県産農林水産物の活用促進のための安定的な供給システムづくりをすすめます	県（農水、教育）、市町村、小中学校等、高校等	農水団体、学校関係者
学校	学校給食を活用した子どもへの地産地消の理解促進を図ります	県（農水、教育）、市町村、農水団体	学校関係者

ウ 青年期以降における地産地消[※]の実践

生活場面	主な取組内容	取組主体	連携組織
地域	「いいともあいち推進店 [※] 」の登録拡大や統一キャンペーンを実施します	県（農水、農基）	食品団体、農水団体
学校 職場	学生・社員食堂等での県産農林水産物の活用を推進します	県（農水）	経営者団体、食品団体、大学生協

エ 直売所における生産者と消費者の交流促進

生活場面	主な取組内容	取組主体	連携組織
地域	直売施設の整備や県民への情報提供を推進します	農水団体、市町村、県（農水）	食・栄養団体、食品団体、大学
地域	消費者のニーズに対応した商品やサービスを提供します	農水団体、食品団体	県、市町村
地域	地域の農林水産物の利活用等に向けた普及啓発を行います	農水団体、食品団体	県、市町村

(3) 農林水産業や食品関連産業における環境への配慮の徹底



農林水産業における化学肥料や化学合成農薬の低減や資源循環の推進、食品関連産業における未利用食品の有効活用など、生産・流通する側も環境への配慮を徹底するとともに、それらの取組について社会的な理解が進むよう努めます。

ア 農林水産業における環境への配慮

生活場面	主な取組内容	取組主体	連携組織
地域	環境への負荷を軽減する取組を推進します	県（農水）、農水団体	食品団体
地域	水産資源の持続的利用のための資源管理を行います	県（農水）、農水団体	食品団体
地域	食品循環資源や家畜排せつ物等のバイオマス ^注 の利活用を推進します	県（農水）、農水団体	食品団体

イ 食品関連事業者における食品廃棄物等の削減

生活場面	主な取組内容	取組主体	連携組織
地域	食品廃棄物等の発生抑制や再生利用、減量の取組を各種報告により促進します	県（環境）	食品団体

ウ 未利用食品の有効活用の普及啓発

生活場面	主な取組内容	取組主体	連携組織
地域	フードバンク活動 ^注 の企業等への紹介や未利用食品の活用について理解促進を図ります	県（福祉、環境、県民、農水）	フードバンク組織、食品団体

4 食育を支える取組

食育は、様々な分野にわたる取組であるとともに、県や関係団体等多くの関係者が一体となって取り組んでいくものです。また県民一人一人が主体的に取り組むことが何より大切です。

食育を効果的に推進するため、市町村や食育を推進する企業や団体等の関係者との連携を図りつつ、「食育にかかる人材の育成と活動の充実」、「多様な関係者による役割分担とネットワークの活用」、及び「いいともあいち運動^{注)}」の推進と充実について取り組めます。

(1) 食育にかかる人材の育成と活動の充実



県民一人一人の主体的な取組がより効果的なものとなるよう、その取組を支援する人材の育成と活動の充実を図ります。

ア 保育・教育機関における推進体制の充実

生活場面	主な取組内容	取組主体	連携組織
保幼	指導計画へ食育を位置付けるとともに、職員研修を行います	保幼等	食・栄養団体
学校	小中学校等への栄養教諭 ^{注)} の配置促進や推進組織づくりを行います	小中学校等	栄養教諭協
学校	保健体育・家庭科等での啓発資料活用や教職員研修を行います	高校等	食・栄養団体
学校	栄養士 ^{注)} や調理師等を養成する学科の学生により、食育の取組について学内・地域へ啓発します	大学等、市町村	食・栄養団体

イ 社会人を対象とした推進体制の充実

生活場面	主な取組内容	取組主体	連携組織
地域	管理栄養士・栄養士 ^{注)} を対象とした研修会の開催や市町村への配置を推進します	栄養士会	県、市町村
職場	栄養士等養成校と企業との交流を促進します	大学	経営者団体、 栄養士会
職場	企業における食育の推進を図ります	県（農水）	企業等

ウ 愛知県食育推進ボランティア^{注)}の育成と活動の充実

生活場面	主な取組内容	取組主体	連携組織
地域	食育推進ボランティアの登録を推進し、研修会等による育成を図ります	県（農水）	食・栄養団体、 食品団体、農 水団体
地域	食育推進ボランティアの活動の場を提供します	県（農水）	小中学校等、 食・栄養団体、 食品団体

エ 食育を担う多様な人材の育成と活動の促進

生活場面	主な取組内容	取組主体	連携組織
地域	食生活改善推進員 ^{注)} を対象とした講習会の開催をします	県（保健）	食生活改善推 進員
地域	生涯学習支援ボランティア ^{注)} 等へ食育情報を提供します	県（県民、農 水）	市町村、食・栄 養団体、食品 団体
地域	調理師等専門技能を持つ人へ協力を呼びかけます	各種団体	県
地域	農林漁業を体験させる指導者の育成と活動促進を図ります	県（農水）	農水団体
地域	食育推進資料・食育グッズの作成や各種調査を行います	県（保健、農 水）、市町村	大学

(2) 多様な関係者による役割分担とネットワークの活用



地域に根ざした食育を効果的に推進するため、愛知県食育推進ボランティア^{注)}を始めNPO^{注)}、企業、団体、学校、市町村、県など多様な関係者が、それぞれの主体が持つネットワークを活用して情報を共有し、各々の強みを生かし役割分担した上で、相互に連携した取組を展開します。

ア 活動主体同士の情報共有と連携のさらなる強化

生活場面	主な取組内容	取組主体	連携組織
保幼 学校 職場 地域	行政や団体、教育機関、企業等との連携による食育活動の場を提供します	県（農水）	市町村、食育推進ボランティア、各種団体
地域	シンポジウム等の開催による幅広い関係者の情報共有や各地域でのボランティア活動報告会等の開催、地域の実情に応じたボランティア活動の支援、学校や企業等との連携強化などを図ります	県（農水）、市町村	食育推進ボランティア、各種団体
学校	栄養教諭 ^{注)} が中核となり、生産者等と連携した体験活動などを実施します	小中学校等、高校等	農水団体、食・栄養団体、食品団体

イ ネットワークを活用した関係者間の情報共有

生活場面	主な取組内容	取組主体	連携組織
地域	各ネットワーク内での食育情報の受発信・共有体制を構築します	県（農水）	各種団体
地域	国の「全国食育推進ネットワーク『みんなの食育』」 ^{注)} を活用して食育情報を共有します	県（農水）	各種団体

ウ 食育に関する情報発信の充実

生活場面	主な取組内容	取組主体	連携組織
地域	科学的根拠に留意した情報を発信します	県（県民、保健）	報道機関
地域	食育の総合情報サイト「食育ネットあいち ^{注)} 」の充実を図ります	県（農水）	各種団体

(3) いいともあいち運動^{注)}の推進と充実



いいともあいち運動は、「体」「心」「環境」の取組の全てを横断的に支えていることから、愛知県の食育を深めるためにも、SNS^{注)}の活用や情報発信の拡充を図り、運動の一層の推進を図っていきます。

ア 運動の定着促進

生活場面	主な取組内容	取組主体	連携組織
地域	いいともあいちネットワーク ^{注)} 会員や、いいともあいちサポーターの登録推進を図ります	県（農水）	いいともあいちネットワーク
地域	いいともあいち推進店 ^{注)} の拡充など県産品の購入・消費の機会を拡大します	県（農水）	いいともあいちネットワーク

イ 協働活動の充実

生活場面	主な取組内容	取組主体	連携組織
地域	ネットワーク会員と消費者とのつながりを強化するため、地域毎の交流会の開催等を行います	県（農水）	いいともあいちネットワーク

ウ 積極的な情報発信による県産農林水産物の利用拡大

生活場面	主な取組内容	取組主体	連携組織
地域	いいともあいち推進店やコンビニエンスストア、スーパーマーケット等との連携によるイベント等の開催やシンボルマークの商品への貼付等により、県産品のPRを行います	県（農水）	いいともあいちネットワーク
地域	イベントやSNS等を用いた県産農林水産物等の情報や関連事業者の取組に関する情報を発信します	県（農水）	いいともあいちネットワーク

第6章 食育の取組における数値目標

1 食を通じて健康な体をつくるための目標

「体」に視点をおいた食育の数値目標を次のとおりとします。

項目	基準年	目標(2025)
■朝食を毎日食べる習慣がある小中学生※の割合 ¹⁾	93.2%(2020)	98%以上
■朝食を毎日食べる習慣がある高校生※の割合 ¹⁾	86.0%(2020)	91%以上
■朝食を欠食しない若い世代の割合 ²⁾	89.1%(2020)	91%以上
■適正体重の小学生の割合 ³⁾	88.8%(2019)	91%以上
■自分の適正体重を認識し、体重コントロールを 実践している成人の割合 ²⁾	32.8%(2020)	35%以上
■永久歯にむし歯のない中学生の割合 ⁴⁾	80.6%(2019)	85%以上
■何でも噛んで食べることができる成人の割合 ⁵⁾	82.0%(2018)	87%以上
■朝食に野菜を食べている小中学生※の割合 ¹⁾	55.9%(2020)	80%以上
■毎日3回以上野菜を食べる成人の割合 ²⁾	17.7%(2020)	20%以上

※ 特別支援学校を含む

- 出典 1) 愛知県教育委員会調べ
 2) 県政世論調査(愛知県)
 3) 学校保健統計調査(文部科学省)
 4) 愛知県地域歯科保健業務状況報告(愛知県)
 5) 愛知県地域健康課題分析評価事業報告(愛知県)

- 朝食を毎日食べる習慣がある小中学生の割合
- 朝食を毎日食べる習慣がある高校生の割合
- 朝食を欠食しない若い世代の割合

朝食は、脳のエネルギー源を補給し脳と体を目覚めさせる役割があり、基本的な生活習慣として、朝食を食べる習慣を身につけることが大切です。

生活習慣の形成途上であり心身の成長期にある小学生や中学生、学校給食が終了し生活が不規則になりがちな高校生に、朝食を毎日食べる習慣を付けるようにします。

また、若い世代(18歳から39歳)においては、食生活の乱れが課題であるため、朝食を「欠食しない」という意識付けが大切です。

○ 適正体重の小中学生の割合

○ 自分の適正体重を認識し、体重コントロールを実践している成人の割合

肥満は将来の生活習慣病につながるほか、最近では、過度な痩身も問題になっています。

食生活が体重に影響しやすい小学生について、肥満傾向児及び痩身傾向児を除いた適正体重の小中学生の割合を増やします。

また、自分の適正体重を認識し、食事や運動により体重コントロールを実践している成人の割合を増やします。

○ 永久歯にむし歯のない中学生の割合

○ 何でも噛んで食べることができる成人の割合

歯の健康は、おいしく豊かな食生活に欠かせません。健康な歯でよく噛むことは、肥満防止、脳の活性化など全身の健康につながります。

永久歯に生え替わる中学生を対象に、永久歯にむし歯のない中学生の割合を増やします。また、何でも噛んで食べることができる成人（40歳から74歳）の割合を増やします。

○ 朝食に野菜を食べている小中学生の割合

○ 毎日3回以上野菜を食べる成人の割合

小中学生の朝食については、成長期であることから、欠食の改善に加え、食事の内容まで踏み込んだ指導が求められます。バランスのとれた朝食の指標として、朝食に野菜を食べている小中学生の割合を増やします。

また、成人においても、野菜を積極的にとることはバランスのよい食事に結びつくことから、毎日3回以上野菜を食べる成人の割合を増やします。

2 食を通じて豊かな心を育むための目標

「心」に視点をおいた食育の数値目標を次のとおりとします。

項目	基準年	目標(2025)
■ 1日最低1食、家族や友人と一緒に楽しく食事をする人の割合 ¹⁾	57.7%(2020)	70%以上
■ 農林漁業体験学習に取り組む小学校※の割合 ²⁾	77.8%(2019)	80%以上
■ 県等が実施するイベントや農林漁業体験の参加者数 ³⁾	14.6万人(2019)	18.5万人
■ 郷土料理等の食文化を家庭や地域で次世代に伝えている人の割合 ⁴⁾	41.2%(2020)	50%以上

※ 名古屋市を除く

- 出典 1) 県政世論調査(愛知県)
 2) 愛知県教育委員会調べ
 3) 愛知県農業水産局調べ
 4) 消費生活モニター^注アンケート調査(愛知県)

○ 1日最低1食、家族や友人と一緒に楽しく食事をする人の割合

家族や友人と一緒に食卓を囲んでコミュニケーションを持つことは、食の楽しさを実感し、心の安定をもたらします。

1日最低1食、家族や友人と一緒に楽しく食事をする機会が週6日以上の人を70%以上にします。

○ 農林漁業体験学習に取り組む小学校の割合

○ 県等が実施するイベントや農林漁業体験の参加者数

農林漁業体験等を通じて、自然の恩恵や食に関わる人々の活動への感謝や理解が深まります。

地域の生産者等の協力を得ながら、継続的に栽培活動や体験的活動を実施している小学校の割合(名古屋市を除く)を80%以上にします。

また、県等が実施するイベントや農林漁業体験の参加者数を18.5万人以上にします。

○ 郷土料理等の食文化を家庭や地域で次世代に伝えている人の割合

各地域に伝わる食文化は、長い間に培われてきたかけがえのない財産であり、郷土料理を通して、地域の豊かさや良さ、大切さを知る機会にもなります。

地域の伝統的な郷土料理等の食文化の伝承のため、家庭や地域で次世代に伝えている人の割合を50%以上にします。

3 食を通じて環境に優しい暮らしを築くための目標

「環境」に視点をおいた食育の数値目標を次のとおりとします。

項目	基準年	目標(2025)
■むだや廃棄の少ない食事づくりを積極的に行っている人の割合 ¹⁾	45.8%(2020)	50%以上
■学校給食において全食品数に占める県産食品数の割合 ²⁾	40.4%(2020)	45%以上
■学校給食において年間に使用した県産食品の種類 ²⁾	55種類(2019)	60種類以上
■県産農林水産物を優先して購入する県民の割合 ³⁾	15.4%(2020)	25%

出典 1) 消費生活モニター^注アンケート調査(愛知県)
 2) 愛知県教育委員会調べ
 3) 県政世論調査(愛知県)

○ むだや廃棄の少ない食事づくりを積極的に行っている人の割合

食材を有効に使ってむだや廃棄の少ない食事をつくることは、食品ロス^注の削減につながります。こうした取組を積極的に行っている人の割合を50%以上にします。

○ 学校給食において全食品数に占める県産食品数の割合

○ 学校給食において年間に使用した県産食品の種類

学校給食で県産食品を多く活用することにより、子どもが地域の農林水産業や地産地消について理解を深めることは、食の大切さや環境への配慮につながります。

学校給食において、全食品数に占める県産食品数の割合を45%以上にします。

また、年間に使用した県産食品の種類を60種類以上とします。

○ 県産農林水産物を優先して購入する県民の割合

地産地消^注は、エネルギー消費の軽減につながるほか、農林水産業が持つ多面的な役割^注などの正しい理解と関心を高めます。

県産農林水産物を優先して購入する県民の割合を25%以上にします。

4 食育を支えるための目標

「支える」に視点をあつた食育の数値目標を次のとおりとします。

項目	基準年	目標(2025)
■食育推進ボランティア ^注 から食育を学んだ人数 ¹⁾	11.1万人(2019)	12万人
■食育推進ボランティアと学校・企業等との連携回数 ¹⁾	227回(2019)	240回
■「いいともあいち運動 ^注 」を知っている人の割合 ²⁾	22.7%(2020)	28%以上

出典 1) 愛知県農業水産局調べ
2) 県政世論調査(愛知県)

- 食育推進ボランティアから食育を学んだ人数
- 食育推進ボランティアと学校・企業等との連携回数

県が登録を行う食育推進ボランティアは、各地域で乳幼児から高齢者までの幅広い人を対象に、食育劇や食育に関する紙芝居、調理講習等、様々な食育推進活動を行っています。

食育に携わる人材を通じた学びの状況を示す指標として、食育推進ボランティアから食育を学んだ人数を年間12万人以上にします。

また、食育推進ボランティアと学校や企業等の連携を促進し、連携した活動回数を年間240回以上にします。

- 「いいともあいち運動」を知っている人の割合

県民の農林水産業への関心と理解を深めるとともに、地産地消^注を推進する「いいともあいち運動」の一層の推進・充実を図ります。

「いいともあいち運動」を知っている人の割合を28%以上にします。

参考 1 用語の解説

【あ行】

愛知県食育推進ボランティア

(P17、18、19、25、26、29、30、46、47、53)

食生活や栄養の改善、親子料理教室や農林漁業体験活動など、県内各地域で様々な食育の推進活動を自主的に行っている方々を、県が募集・登録し、情報提供や活動の橋渡しなど活動を支援しています。

この制度に登録した個人やグループを愛知県食育推進ボランティアと呼んでいます。

いいともあいち運動

(P18、19、20、29、42、45、48、53)

県内の消費者と生産者が相互理解や交流を深めたり、地産地消を進めることで、県民みんなで県の農林水産業を支えていこうという、愛知県独自の取組です。

「いいともあいち」には、

①県内の消費者と生産者が“いい友”関係になる。

②イート・モア・アイチ・プロダクツ
＝もっと愛知県産品を食べよう
(利用しよう)

の意味が込められています。

いいともあいち推進店 (P43、48)

いいともあいち運動の趣旨に賛同し、愛知県の農林水産物を積極的に販売する店舗や食材として利用する飲食店等のうち、県に登録された店です。2020年10月末現在で1,132店が登録されています。

いいともあいちネットワーク (P48)

いいともあいち運動の趣旨に賛同し、県民に向けて運動の展開を図ろうとする、生産から流通、消費に係る幅広い団体・企業等による、緩やかなネットワークです。2020年10月末現在で、1,679会員に達しています。

栄養教諭・学校栄養職員 (P6、25、31、45、47)

栄養教諭は、児童・生徒の栄養の指導及び管理を行い、学校における食育推進の中核的な役割を担う教諭です。児童・生徒に食の自己管理能力や望ましい食習慣を身に付けさせるため、「学校教育法」の改正に伴い2005年度から新たに学校へ配置できることになりました。

学校栄養職員は、栄養士の資格を有する学校職員です。学校において栄養管理や衛生管理などの給食の管理を行うほか、専門的立場から食育の推進に参画しています。

エシカル消費 (P14、16、28、41)

「エシカル」とは英語で「倫理的・道徳的」という意味であり、「エシカル消費」は「地域の活性化や雇用等も含む、人や社会、環境に配慮した消費行動」とされています。具体的には、障がいのある人の支援につながる商品やフェアトレード商品、エコ商品、リサイクル商品、被災地産品等の購入、地産地消、食品ロス削減などといった、貧困や飢餓、雇用、地域活性化、気候変動、資源など様々な社会的課題や環境問題の解決につながる消費行動のことです。

SNS（エス・エヌ・エス）(P48)

Social Networking Service の略語で、インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスのことです。代表例として Twitter や Facebook、Instagram 等が挙げられます。

SDGs（エス・ディー・ジーズ）

(P3、14、19、20、41)

2015年9月の国連サミットで150を超える加盟国首脳の参加のもと、全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことで、先進国・途上国全ての国を対象に、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標として、17のゴールとその課題ごとに設定された169のターゲット（達成基準）から構成され、貧困や飢餓から環境問題、経済成長やジェンダーに至る広範な課題を網羅しており、豊かさを追求しながら地球環境を守り、「誰一人取り残さない」ことを強調し、人々が人間らしく暮らしていくための社会的基盤を2030年までに達成することが目標とされています。

NPO（エヌ・ピー・オー）

(P21、23、24、25、26、30、37、47)

Non-profit Organization の略語で、政府・自治体や私企業とは独立した存在として、社会的な公益活動を行う営利を目的としない民間組織のことです。

【か行】

管理栄養士・栄養士 (P26、34、45、46)

管理栄養士、栄養士ともに、栄養士法に基づく資格です。

栄養士は、厚生労働省から栄養士養成施設として指定認可された学校を卒業して、知事の免許を受けた者です。

管理栄養士は、栄養士の資格を所持した上で、国家試験に合格して厚生労働大臣の免許を受けた者です。主に高度な専門知識及び技術を要する栄養の指導、特別な配慮を必要とする給食管理などを行います。

教育ファーム (P38)

子どもから大人まで、生産者の指導のもと、一連の農作業（同一作物について二つ以上の作業を年間2日以上行う）を体験する機会を提供する取組です。この活動を通じて、体験者が自然の恩恵に感謝し、食に関わる活動を理解することを目的としています。

グリーン購入 (P41)

製品やサービスを購入する前にまずその必要性を十分に考えること、購入する場合には、価格・機能・デザインなどの判断要素に、環境という視点を加えて、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努めている事業者から購入すること、そして購入した製品やサービスが不要となった場合には適切に廃棄すること、この3つを適切に実施する活動を指します。

耕畜連携 (P14)

米や野菜等を生産している耕種農家へ畜産農家から堆肥を供給したり、逆に転作田等で飼料作物を生産し、畜産農家の家畜の飼料として供給する等、耕種サイドと畜産サイドの連携を図ることをいいます。

子ども食堂 (P13)

無料または安価で子どもに食事を提供する民間発の取組。子どもが安心して食事ができる場としてのみならず、地域の人たちと一緒に食事をすることで子どもの孤立を防止し、子どもの健やかな成長を促すことのできる居場所としての効果が期待されています。

【さ行】

市民農園 (P26、38)

都市住民のレクリエーション、高齢者の生きがいづくり、児童・生徒の体験学習などのために、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園。自治体、農協、農家、企業、NPOなどが開設できます。

生涯学習支援ボランティア (P46)

ここでは、県民の生涯学習を支援するために、幅広い分野でボランティア活動をしている人を指します。生涯学習支援ボランティアの情報は、インターネット上の愛知県生涯学習情報システム「学びネットあいち」で得ることができます。

消費生活モニター (P8、10、15、35、51、52)

消費者行政の推進に役立てるため、県内に居住する満20歳以上の方に依頼して、日常生活のなかでの危険な商品、不当な表

示、悪質商法、生活必需品の需給・価格動向などの観察・情報提供、アンケートへの協力及び消費者行政に関する意見・要望の提出をしてもらう制度です。

食育推進協力店 (P32、35)

栄養成分表示や食育に関する情報提供等を行う飲食店等として、県の「食育推進協力店登録制度」に登録された飲食店等です。2008年5月に制度が始まり、2019年度末現在の登録数は3,074件となっています。

食育ネットあいち (P47)

県の食育に関する Web サイトで、プランで推進する4つの取組の方向に関連する食育情報や食育推進ボランティアの活動、その他食育イベント等の情報等を掲載しています。(https://www.pref.aichi.jp/shokuiku/shokuikunet/)

食生活改善推進員 (P19、46)

市町村等が開催する「食生活改善推進員養成講座」を修了し、地域における健康づくりの担い手として食生活を通じた様々な健康づくりのボランティア活動を行っている人のことです。「ヘルスマイト」とも呼ばれています。

食生活指針 (P30)

2000年3月、当時の厚生省、文部省及び農林水産省が共同して、国民一人一人が留意すべき事項として次の10項目からなる食生活の指針を策定しました(2016年6月改定)。

- ①食事を楽しみましょう
- ②1日の食事のリズムから、健やかな生

活リズムを

- ③適度な運動とバランスのよい食事で、適正体重の維持を
- ④主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを
- ⑤ごはんなどの穀類をしっかりと
- ⑥野菜・果物、牛乳・乳製品、豆類、魚なども組み合わせて
- ⑦食塩は控えめに、脂肪は質と量を考えて
- ⑧日本の食文化や地域の産物を活かし、郷土の味の継承を
- ⑨食料資源を大切に、無駄や廃棄の少ない食生活を
- ⑩「食」に関する理解を深め、食生活を見直してみましよう

食農教育 (P38)

明確な定義はありませんが、「食教育と農業体験学習を一体的に実施する活動」や「食と、それを生み出す農について体験し学ぶこと」といった意味で用いられています。

食品表示 110 番 (P35)

食品表示の適正化を図ることを目的に、広く県民から食品の表示に関する問合せや情報提供を受け付けるために 2002 年 2 月に設置した専用電話のこと。2010 年 4 月からは専用メールによる受付も開始しています。

食品ロス (P14、15、16、42、52)

食べ残しや売れ残り、可食部の過剰除去などにより、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品。

日本国内で、年間約 600 万トン発生し

ています。

水源のかん養 (P16)

大雨が降ったときの急激な増水を抑え、しばらく雨が降らなくても流出が途絶えないようにするなど、河川に流れ出る水量や時期に関わる機能です。より広い意味では、水質浄化を含みます。

生物多様性 (P16、42)

あらゆる生物の種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態をいい、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念です。

全国食育推進ネットワーク「みんなの食育」(P47)

食育に係る幅広い関係者を会員とするネットワーク（事務局：農林水産省）で、会員相互の情報交換等を通じ、取り組む食育の質の向上と推進体制の強化を図り、国民運動としてより一層の食育の推進に資することを目的に、食育に関する情報発信及び収集、会員相互の情報交換及び連携、会員同士が連携・協働した食育の取組の実施などが主な活動内容です。

【た行】

地産地消

(P16、18、20、21、29、41、42、43、52、53)

地域で生産された食料（農林水産物）を地域で消費する取組。消費者にとっては、新鮮な生産物を入手でき、また生産者は消費者ニーズに対応した生産が展開できるなどの効果があります。輸送距離が短いため、

地球温暖化等の環境問題への貢献も期待されます。

トレーサビリティ (P35)

物品の流通経路を生産段階から最終消費段階あるいは廃棄段階まで追跡が可能な状態をいい、追跡可能性ともいいます。

【な行】

日本型食生活 (P4、29、30、40)

1970年代(昭和50年頃)に我が国で実践されていた、主食である米を中心とし、魚、肉、野菜など多様な副食に果物などが加わった、栄養バランスのとれた食事のことをいいます。

認定こども園 (P21、22、23、24、25、29、30)

2006年に創設された、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、地域における子育て支援を実施する施設です。

農業塾 (P11)

農業の担い手の養成や、農業への理解を深めるため、栽培の基礎を学んだり、農作業の実習等を行うもの。市町村やJA等で開設しています。

農業体験農園 (P38)

農地を区画貸しする一般の市民農園とは異なり、農地所有者等が自ら行う農業経営の中に、都市住民等が、連続した農作業を体験できるもので、経営の主体が農地所有者等の農業経営者にあることが明確である消費者参加型の農園です。

農林水産業が持つ多面的な役割 (P28、42、52)

県土の保全や水資源のかん養、自然環境

の保全、良好な景観の形成など、農林水産業が適切に行われることによって発揮される、農林水産物の供給以外のいろいろな役割・機能のことです。

【は行】

バイオマス (P43)

石油や石炭といった化石資源を除く、食品廃棄物、家畜排せつ物、未利用の木材や廃材など、動植物に由来する再生可能な有機性資源のことです。

HACCP (ハサップ) (P35)

原材料の受入から最終製品の出荷までの工程ごとに危害を分析し(HA)、特に重要な管理点(CCP)を連続的に管理することによって、安全な食品を作る衛生管理の手法です。

8020 (はちまるにいまる) 運動 (P7)

生涯、自分の歯でおいしく食事ができるよう、80歳でも20本以上の自分の歯を保つことを目指す運動です。1989年に愛知県で提唱され、全国に広まっています。

「早寝早起き朝ごはん」運動 (P5、31)

地域、学校等、家庭が一体となって、子どもの基本的な生活習慣を整えるため、2006年4月から文部科学省や日本PTA全国協議会などが全国展開している運動です。

フードドライブ (P14)

家庭で余った食品を持ち寄り、それらをまとめて、それを必要とする人々や福祉施設などにフードバンクなどを通じて届ける活動です。

フードバンク活動 (P14、44)

企業からの包装の傷み等により、品質に問題がないにもかかわらず市場で流通できなくなった食品や、家庭等で余った食品を、NPO 等が企業や農家、個人等から寄付を受け、生活困窮者などに配給する活動です。

フレイル (P28)

加齢とともに、心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、生活機能が障害され、心身の脆弱化が出現した状態をいいます。

【ま行】

メタボリックシンドローム (P33、34)

Metabolic Syndrome (内臓脂肪症候群)

内臓脂肪型肥満やこれに伴う高血糖、高血圧又は血中脂質異常を重複的に発症させている状態をいい、動脈硬化性疾患の発生頻度が高まるとされています。

【ら行】

酪農教育ファーム (P38)

酪農体験を通じて食といのちの学びを支援することを目的として、酪農や農業、自然環境、自然との共存関係を学ぶことができる、(一社)中央酪農会議が認定した牧場や農場のことです。

リスクコミュニケーション (P35)

社会を取り巻くさまざまなリスクに関する情報や意見を、行政、専門家、企業、消費者などの関係者の間で相互に交換し、相互理解を深めることです。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス (P13、26、37)

働く方々にとって、「仕事」と育児・介護、地域活動など「仕事以外の生活」との調和がとれている状態をいいます。

参考2 食育基本法・食育推進基本計画のポイント

【食育基本法（平成17年法律第63号）のポイント】

1 目的

国民が健全な心身を培い、豊かな人間性を育む食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とする。（第1条）

2 関係者の責務

(1) 食育の推進について、国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者、国民等の責務を定める。（第9～13条）

(2) 政府は、毎年、食育の推進に関して講じた施策に関し、国会に報告書を提出する。（第15条）

3 食育推進基本計画の作成

(1) 食育推進会議は、以下の事項について食育推進基本計画を作成する。（第16条）

- ① 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- ② 食育の推進の目標に関する事項
- ③ 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- ④ その他必要な事項

(2) 都道府県は都道府県食育推進計画、市町村は市町村食育推進計画を作成するよう努める。（第17～18条）

4 基本的施策

- ① 家庭における食育の推進（第19条）
- ② 学校、保育所等における食育の推進（第20条）
- ③ 地域における食生活の改善のための取組の推進（第21条）
- ④ 食育推進運動の展開（第22条）
- ⑤ 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等（第23条）
- ⑥ 食文化の継承のための活動への支援等（第24条）
- ⑦ 食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進（第25条）

5 食育推進会議

(1) 農林水産省に食育推進会議を置き、会長（農林水産大臣）及び委員25名以内で組織する。（第27条）

(2) 都道府県に都道府県会議、市町村に市町村会議を置くことができる。（第32条、第33条）

【第4次食育推進基本計画（農林水産省、2021年3月26日）のポイント】

はじめに

食育を取り巻く課題に対するこれまでの取組に加え、新たな日常や社会のデジタル化に対応した食育の検討等、様々な関係者がそれぞれの特性を生かしながら、多様に連携・協働し、その実効性を高め、国民が実践しやすい社会環境づくりに取り組むことが必要。

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

1 重点事項

- (1) 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
- (2) 持続可能な食を支える食育の推進
- (3) 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進

2 基本的な取組方針

- (1) 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- (2) 食に関する感謝の念と理解
- (3) 食育推進運動の展開
- (4) 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
- (5) 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- (6) 我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
- (7) 食品の安全性の確保等における食育の役割

第2 食育の推進の目標に関する事項

- (1) 食育に関心を持っている国民を増やす（83.2%→90%以上）
- (2) 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす（週9.6回→週11回以上）
- (3) 地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす（70.7%→75%以上）
- (4) 朝食を欠食する国民を減らす（子ども4.6%→0% 若い世代21.5%→15%以下）
- (5) 学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす
 - ・栄養教諭の指導回数（月9.1回→月12回以上）
 - ・地場産物使用割合現状維持・向上した都道府県の割合（90%以上）
 - ・国産食材使用割合現状維持・向上した都道府県の割合（90%以上）
- (6) 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす（国民36.4%→50%以上 若い世代27.4%→40%以上）
 - ・食塩摂取量の平均値（10.1g→8g）
 - ・野菜摂取量の平均値（280.5g→350g以上）
 - ・果物摂取量100g未満の者の割合（61.6%→30%以下）

- (7) 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民を増やす (64.3%→75%以上)
- (8) ゆっくりよく噛んで食べる国民を増やす (47.3%→55%以上)
- (9) 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす (36.2万人→37万人以上)
- (10) 農林漁業体験を経験した国民を増やす (65.7%→70%以上)
- (11) 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす (73.5%→80%以上)
- (12) 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす (67.1%→75%以上)
- (13) 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす (76.5%→80%以上)
- (14) 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす
 - ・継承し、伝えている国民の割合 (50.4%→55%以上)
 - ・郷土料理を月1回以上食べている人の割合 (44.6%→50%以上)
- (15) 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす (75.2%→80%以上)
- (16) 推進計画を作成・実施している市町村を増やす (87.5%→100%)

第3 食育の総合的な促進に関する事項

- (1) 家庭における食育の推進
- (2) 学校、保育所等における食育の推進
- (3) 地域における食育の推進
- (4) 食育推進運動の展開
- (5) 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
- (6) 食文化の継承のための活動への支援等
- (7) 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- (1) 多様な関係者の連携・協働の強化
- (2) 地方公共団体による推進計画に基づく施策の促進とフォローアップ
- (3) 積極的な情報提供と国民の意見等の把握
- (4) 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用
- (5) 基本計画の見直し

参考3 愛知県食育推進会議条例（平成18年愛知県条例第4号）

（設置）

第一条 食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第三十二条第一項の規定に基づき、愛知県食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二条 推進会議は、愛知県食育推進計画を作成し、及びその実施を推進する。

（組織）

第三条 推進会議は、会長及び委員二十九人以内で組織する。

2 会長は、知事をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、食育に関して十分な知識と経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

6 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

（会議）

第四条 推進会議は、会長が招集する。

2 推進会議においては、会長が議長となる。

3 推進会議は、会長（会長に事故があるときは、その職務を代理する者）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門委員）

第五条 推進会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（雑則）

第六条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考4 愛知県食育推進会議委員名簿

(五十音順、敬称略 2021年3月22日現在)

氏名	所属・役職等	備考
大村 秀章	愛知県知事	会長
一柳 育美	愛知県国公立幼稚園・こども園長会 副会長	
上原 まさ子	公益社団法人愛知県栄養士会 副会長	
遠藤 健司	中日新聞社編集局生活部 部長	
小田 敦子	愛知県栄養教諭研究協議会 会長	
加藤 勇二	愛知県農業協同組合中央会 代表理事理事長	
加納 誠司	国立大学法人愛知教育大学 教授	
倉地 直之	愛知県酪農農業協同組合 参事	
小出 詠子	公益社団法人愛知県医師会 理事	
近藤 靖子	一般社団法人愛知県薬剤師会 副会長	
酒井 映子	愛知学院大学 教授	
杉田 哲利	愛知県小中学校長会給食委員会 委員長	
高野 信枝	愛知県食生活改善推進員協議会 会長	
武田美穂子	愛知県経営者協会 総務・企画部次長	
田中 靖世	愛知県小中学校PTA連絡協議会 副会長	
谷川 明美	公募委員	
徳丸 啓二	一般社団法人愛知県歯科医師会 副会長	
鳥居 久雄	一般社団法人愛知県調理師会 副会長	
中島 幸一	公益財団法人愛知県学校給食会 理事長	
中根 雅希	日本労働組合総連合会愛知県連合会 国民運動局長	
野山三津雄	公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団 常務理事	
平光佐知子	生活協同組合コープあいち 副理事長	
水谷 一江	愛知県農業経営士協会 会長	
村松 桂子	農村輝きネット・あいち 会長	
吉田 典子	愛知消費者協会 会長	
渡邊 たまみ	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会保育部会 副部会長	
和出 隆治	愛知県漁業協同組合連合会 代表理事常務	
長谷川 洋	愛知県教育委員会教育長	
中根 俊樹	愛知県農業水産局長	

参考5 第4次愛知県食育推進計画検討会設置要綱

(目的)

第一条 第4次愛知県食育推進計画案を作成するため、愛知県食育推進会議運営要綱第7条の規定に基づき、「第4次愛知県食育推進計画検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

(組織)

第二条 検討会は、別表に掲げる者(以下「構成員」という。)をもって構成する。

2 検討会には座長を置き、構成員の互選により定める。

3 座長に事故があったときは、あらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

(運営)

第三条 検討会は、農業水産局長が招集する。

2 座長は必要があると認めたときは、検討会に構成員以外の者の出席を求めて、その意見を聴取することができる。

3 構成員に事故があったときは、委任された者が職務を代理することができる。

(庶務)

第四条 検討会に関する庶務は、農業水産局農政部食育消費流通課において処理する。

(雑則)

第五条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月4日から施行する。

◎第4次愛知県食育推進計画検討会構成員名簿(五十音順、敬称略)

氏 名	所 属 等	備考
加 納 誠 司	国立大学法人愛知教育大学 教授	
酒 井 映 子	愛知学院大学 教授	座長
小 路 光 子	愛知県食生活改善推進員協議会 副会長	
杉 田 哲 利	愛知県小中学校長会給食委員会 給食委員長	
杉 野 由 起 子	愛知県栄養教諭研究協議会 参与	
谷 川 明 美	愛知県食育推進会議 公募委員	
鳥 居 久 雄	愛知県調理師会 副会長	
中 根 雅 希	日本労働組合総連合会愛知県連合会 国民運動局長	
三 浦 伸 介	愛知県漁業協同組合連合会 総務部長	
平 光 佐 知 子	生活協同組合コープあいち 副理事長	
村 上 光 男	愛知県農業協同組合中央会 営農・くらし支援部 部長	
渡 邊 た ま み	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会保育部会 副部会長	

参考6 食育推進に関するお問い合わせ先

◎愛知県

名 称	電話・ファクシミリ	電子メール・URL
農業水産局農政部食育消費流通課 (総合窓口、農林水産関係)	TEL 052-954-6396 FAX 052-954-6940	E-mail shokuiku@pref.aichi.lg.jp URL https://www.pref.aichi.jp/shokuiku/
保健医療局健康医務部健康対策課 (健康福祉関係)	TEL 052-954-6271 FAX 052-954-6917	E-mail kenkotaisaku@pref.aichi.lg.jp URL https://www.pref.aichi.jp/kenkotaisaku/
教育委員会事務局学習教育部保健体育課 (教育関係)	TEL 052-954-6839 FAX 052-954-6965	E-mail hoken-taiiku@pref.aichi.lg.jp URL https://www.pref.aichi.jp/soshiki/hoken-taiiku/

◎関係団体等

名 称	電 話	URL 等
愛知県栄養教諭研究協議会	—	http://www.aichi-ek.com/
愛知県漁業協同組合連合会	052-971-3501	
愛知県経営者協会	052-221-1931	http://www.aikeikyo.com/
愛知県国公立幼稚園・こども園長会	052-793-3851	(問合せ先 名古屋市立二城幼稚園)
愛知県小中学校PTA連絡協議会	052-251-8820	http://www.aichi-syoucyuu-p.com/
愛知県小中学校長会	052-261-8152	
愛知県食生活改善推進員協議会	052-954-6271	(問合せ先 県健康対策課内)
愛知県農業協同組合中央会	052-951-6940	
愛知県農業経営士協会	052-954-6413	(問合せ先 県農業経営課内)
愛知県酪農農業協同組合	0564-53-2450	
愛知消費者協会	052-962-2530	
一般社団法人愛知県歯科医師会	052-962-8020	http://www.aichi8020.net/
一般社団法人愛知県調理師会	052-913-5271	http://kenaicho.la.coocan.jp/
一般社団法人愛知県薬剤師会	052-953-4555	https://www.apha.jp/
公益財団法人愛知県学校給食会	0562-92-3161	http://aigaku.org/
公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団	0562-82-0211	http://www.ahv.pref.aichi.jp/ahpf/index.htm
公益社団法人愛知県医師会	052-241-4136	https://www.aichi.med.or.jp/
公益社団法人愛知県栄養士会	052-332-1113	https://www.aichiken-eiyoushikai.or.jp/
社会福祉法人愛知県社会福祉協議会保育部会	052-212-5509	https://www.aichi-fukushi.or.jp/
生活協同組合コープあいち	052-703-6022	http://coopaichi.tcoop.or.jp/
日本労働組合総連合会愛知県連合会	052-684-0005	https://www.rengo-aichi.or.jp/
農村輝きネット・あいち	052-954-6409	(問合せ先 県農業経営課内)

愛知県食育推進会議

事務局 愛知県農業水産局農政部食育消費流通課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-954-6396 (ダイヤルイン) FAX 052-954-6940

E-mail shokuiiku@pref.aichi.lg.jp

Web サイト「食育ネットあいち」 <https://www.pref.aichi.jp/shokuiiku/shokuikunet/>



「食育ネットあいち」
QRコード